

付 属 資 料

1. 環 境 基 準

〔大気汚染、水質汚濁（底質除去基準、排出基準を含む）、騒音、航空機騒音、
新幹線騒音〕

2. 大阪地域公害防止計画

3. クリーンエアプラン'73 …… 抜 粋

（大気汚染防止基本計画）

4. クリーンウォータープラン …… 抜 粋

（水質汚濁防止対策）

5. 大阪市廃棄物処理計画 …… 抜 粋

6. 大阪市公害対策審議会（諮問、答申、意見）

7. 昭和51年度大阪市公害関係予算総括表

8. 公害対策関係職員数

9. 環境保健局環境部組織機構

10. 大阪市公害対策本部組織

11. 公害関係協議会等一覧表

12. 公 害 年 表

1 環 境 基 準

1. 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月16日 環境庁告示第35号)

公害対策基本法第9条第1項による大気の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)およびその達成期間は、次のとおりとする。

(1) 環 境 基 準

ア 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。

イ アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

ウ アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 達 成 期 間

ア 一酸化炭素、浮遊粒子状物質または光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。

イ 二酸化いおうに係る環境基準は、維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。

ウ 二酸化窒素に係る環境基準は、維持されまたは5年以内においてできるだけ早期に達成されるよう努めるものとする。ただし、過度の人口集中地域または大規模工業立地地域であって、総合的な対策を講じて5年以内に当該環境基準が達成されることが困難な地域にあっては、次の中間目標が5年以内に達成されるとともに、脱硝技術その他の画期的な防止技術の実用化等の諸施策をさらに推進することにより、8年以内に当該環境基準が達成されるよう努めるものとする。

中間目標 一年間を通じて、二酸化窒素の1時間値の1日平均値が0.02 ppm 以下である日数が総日数に対し60パーセント以上維持されること。

別 表

物 質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光 化 学 オキシダント
環境上の 条 件	1時間値の1日 平均値が 0.04 ppm 以下であ り、かつ、1時 間値が 0.1ppm 以下であること。	1時間値の1日 平均値が 10 ppm 以下であり、か つ、1時間値の 8時間平均値が 20ppm 以下で あること。	1時間値の1日 平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であ り、かつ、1時 間値が 0.20 mg /m ³ 以下である こと。	1時間値の1日 平均値が 0.02 ppm 以下であ ること。	1時間値が 0.06 ppm 以下であ ること。
測定方法	溶液導電率法	非分散型赤外分 析計を用いる方 法	濾過捕集による 重量濃度測定方 法またはこの方 法によって測定 された重量濃度 と直線的な関係 を有する量がえ られる光散乱法	ザルツマン試薬 を用いる吸光光 度法	中性ヨウ化カリ ウム溶液を用い る吸光光度法ま たは電量法

備 考

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く。）をいう。

2. 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

	シアン	アルキル水銀	有機リン	カドミウム	鉛	クロム(6価)	ヒ素	総水銀	PCB
基準値	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	0.01 ppm以下	0.1 ppm以下	0.05 ppm以下	0.05 ppm以下	0.0005 ppm以下	検出されないこと
対象水域	全 公 共 用 水 域								
達成期限	直ちに達成し、維持するよう努める。								

(注) 1 水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定された。

2 基準値は最高値とする。ただし、総水銀に係る基準値については年間平均値とする。

3 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

4 「検出されないこと」とは、定量限界以下をいう。以下生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。

なお、アルキル水銀の項目については、ガスクロマトグラフ法及び薄層クロマトグラフ分離—原子吸光光度法の両方法によってアルキル水銀を検出した場合以外の場合をいうものとする。

5 総水銀に係る基準値は、河川においてその汚染が自然的原因によることが明らかである場合に限り、0.001 ppm以下とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河 川

項目	類 型					
	AA	A	B	C	D	E
利用目的の適応性	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級 環境保全
水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 ppm 以下	2 ppm 以下	3 ppm 以下	5 ppm 以下	8 ppm 以下	10 ppm 以下
浮遊物質 (SS)	25 ppm 以下	25 ppm 以下	25 ppm 以下	50 ppm 以下	100 ppm 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素量 (DO)	7.5 ppm 以上	7.5 ppm 以上	5 ppm 以上	5 ppm 以上	2 ppm 以上	2 ppm 以上
大腸菌群数	50MPN /100ml以下	1,000MPN /100ml以下	5,000MPN /100ml以下	—	—	—
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期限は、図-1のとおりとする。					

- (注) 1 基準値は、日間平均値とする(海域もこれに準ずる)。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 ppm 以上とする。
 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
 4 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
 水道2級：沈でろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
 5 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧酸素性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧酸素性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。
 水産3級：コイ、フナ等β-中酸素性水域の水産生物用。
 6 工業用水1級：沈でろ等による通常の浄水操作を行うもの。
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの。
 7 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度。

イ 海 域

項目	類型	A	B	C	対象水域等
	利用目的の適応性	水産1級浴 水自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	環境保全	
水素イオン濃度 (pH)		7.8以上 8.8以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	対象水域及びその水域が 該当する水域類型並びに 達成期限は、図-2のと おりとする。
化学的酸素要求量 (COD)		2 ppm 以下	3 ppm 以下	8 ppm 以下	
溶存酸素量 (DO)		7.5 ppm 以上	5 ppm 以上	2 ppm 以上	
大腸菌群数		1,000 MPN /100 ml 以下	—	—	
n-ヘキサン抽出 物質(油分等)		検出され ないこと	検出され ないこと	—	

- (注) 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70 MPN/100 ml以下とする。
- 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
- 3 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用。
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用。
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

図一 1 大阪市内河川 水質環境基準 類型図

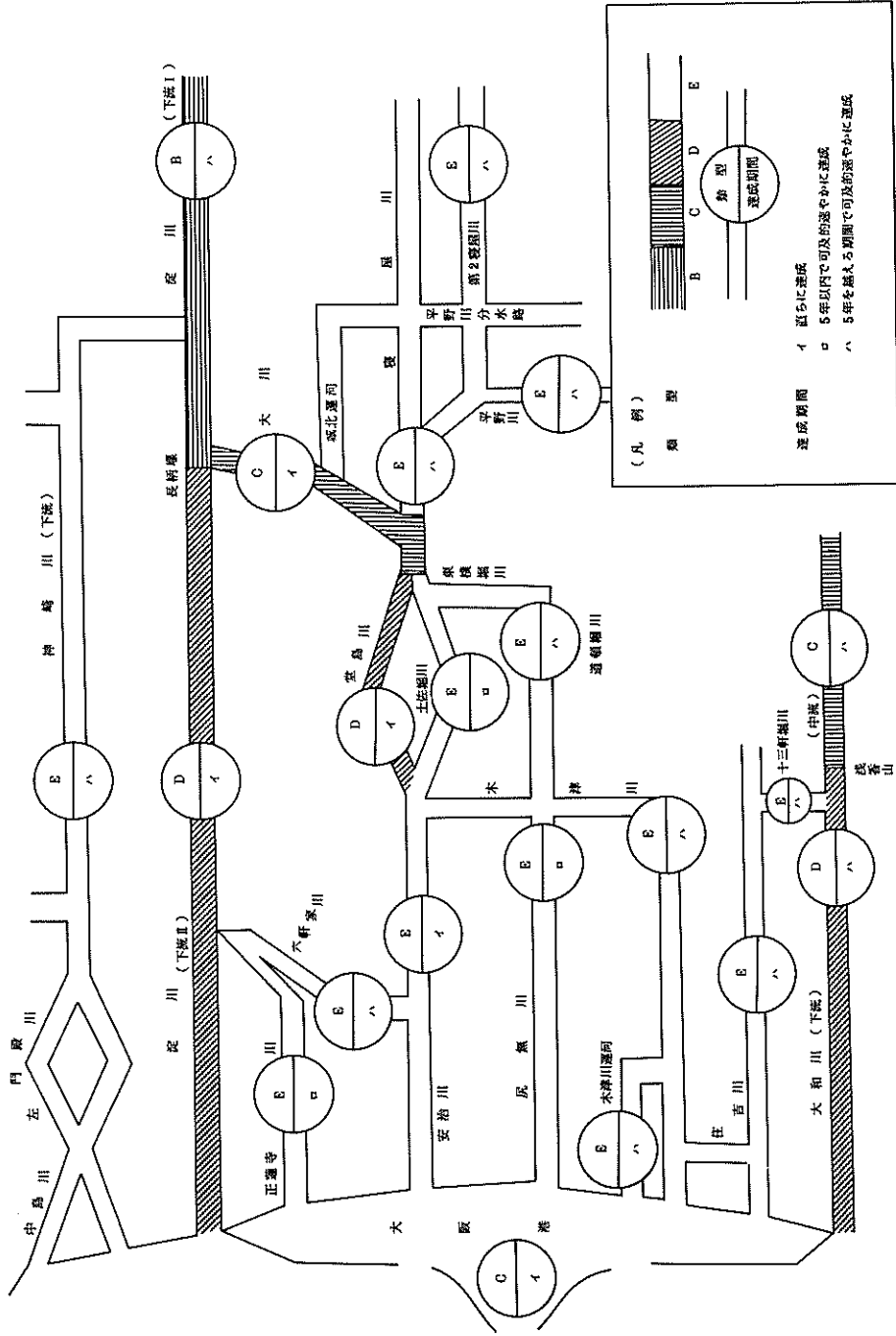
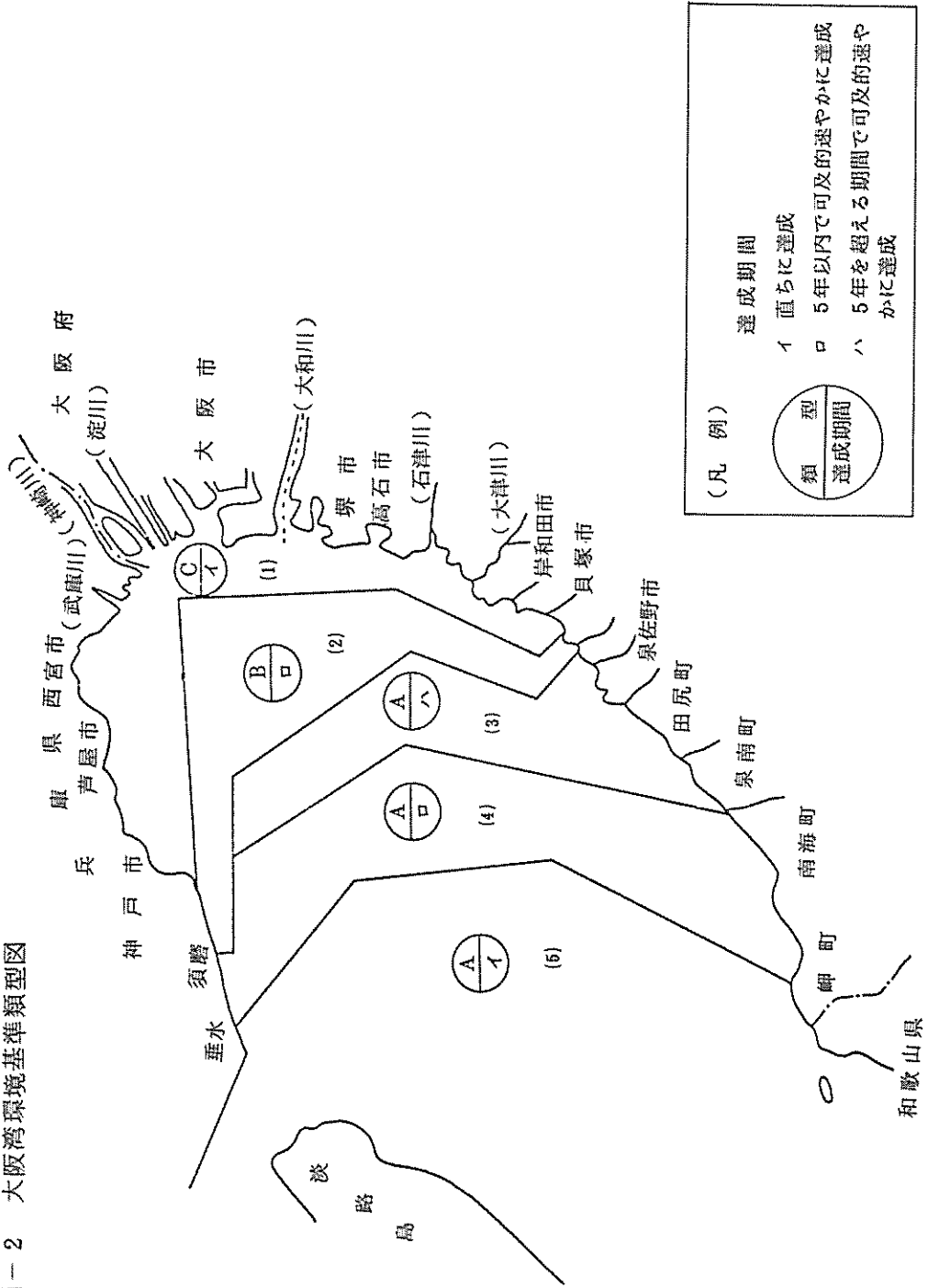


図-2 大阪湾環境基準類型図



昭和46年12月指定

(3) 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日付け 環水管第119号)

1) 底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別表1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

2) 底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法」(昭和50年10月28日付け環水管第120号。以下「底質調査方法」という。)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合にあつてはそれぞれのメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもつて当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあつては隣り合う2点の測定値の平均値をもつて当該区間の平均濃度とし、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。

別表 1

水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）は、海域においては次式により算出した値（C）以上とし、河川及び湖沼においては 25 ppm 以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \quad (\text{ppm})$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$$

- (1) 平均潮差（m）は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

- (2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる 4 地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。
- (3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。
- 1) 漁業が行われていない水域においては、10 とする。
 - 2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類（エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね 1/2 以下である水域においては、50 とする。
 - 3) 2) の割合がおおむね 1/2 を超える水域においては、100 とする。

別表 2

PCB を含む底質の暫定除去基準

PCB を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）は、10 ppm 以上とする。

なお、漁介類の PCB 汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

(4) 法令による排水規制基準

51.4.1現在

項目	根拠法令	水質汚濁 防止法	大阪府公害防止条例(上乗せ)		下水道法
			非上水源地域 (B.C.D)	許可 排出基準 (上水源地域) (A)	大阪市下水道条例 ※4
有害物質 (健康項目)	カドミウム	0.1		0.01	0.1
	シアン	1		N.D.	1
	有機リン	1		N.D.	1
	鉛	1		0.1	1
	クロム(6価)	0.5		0.05	0.5
	ヒ素	0.5		0.05	0.5
	総水銀	0.005		0.005	0.005
	有機水銀	N.D. ※2		N.D.	N.D.
	P C B	0.003		0.003	0.003
その他 (生活環境項目)	P H	5.8~8.6※1	5.8~8.6		5~9又は5.7~8.7
	BOD 最高	160	別表のとおり		600又は300
	〃(日間平均値)	(120)			-
	COD 最高	160			-
	〃(日間平均値)	(120)			-
	浮遊物 最高	200			600又は300
	〃(日間平均値)	(150)			-
	油(鉱物油)	5			5
	〃(動物植物油)	30			30
	フェノール類	5			既設5(大和川上流及び淀川1)新設1
	銅	3	3		3
	亜鉛	5	5		5
	鉄	10	10		10
	マンガン	10	10		10
	クロム	2	2		2
	ふっ素	15	15		15
	ほう素	-	2		-
	大腸菌群数	(3,000)	(3,000)……※3		-
	温度	-	-		45℃又は40℃
ヨウ素消費量	-	-		220	
色又は臭気		放流先で支障をきたさない			

(この基準は大阪市の地域に関係あるものの抜粋である)

注※1 海域に排出する場合はpH5.0~9.0

2 N. D. とは「検出されないこと」を示す

3 大腸菌群数は、1ml中のコ数で示す

4 下水道法の数値は、除害施設を設ける義務のない上限を示す

(別表) 新条件による上乘せ基準一覧表

1 下水道終末処理施設、し尿処理施設および共同処理施設以外の施設を設置する工場・事業場(但

新設 既設	業種	平均日排水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	BOD および CDO							
			大和川上流		寝屋川 大和川下流水域		神崎川 大阪市内水域		大和川上流	
			日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大
既設	食料品製造業	30以上～50未満	120	150	120	150	120	150	150	200
		50～200	60	80	80	100	100	120	80	100
		200～1,000	45	60	60	80	70	90	70	90
		1,000～5,000	30	40	30	40	35	45	60	80
		5,000以上	25	30	25	30	25	30	50	65
	繊維工業	30～50	120	150	120	150	120	150	150	200
		50～200	80	100	100	120	100	120	100	120
		200～1,000	50	65	70	90	80	100	70	90
		1,000～5,000	35	45	40	50	50	65	60	80
		5,000以上	25	30	25	30	25	30	50	65
	パルプ・紙 紙加工品製造業	30～50	120	150	120	150	120	150	150	200
		50～1,000	80	100	80	100	100	120	120	150
		1,000～5,000	50	65	50	65	60	80	90	110
		5,000以上	30	40	30	40	30	40	60	80
	化学工業	30～50	120	150	120	150	120	150	150	200
		50～200	80	100	80	100	100	120	100	120
		200～1,000	50	65	60	80	80	100	70	90
		1,000～5,000	35	45	40	50	50	65	50	65
		5,000以上	25	30	30	40	30	40	30	40
	鉄鋼業 鉄金業 非鉄金属製品製造業 機械器具製造業	30～50	120	150	120	150	120	150	150	200
50～200		50	65	60	80	60	80	100	120	
200～1,000		30	40	35	45	40	50	70	90	
1,000～2,000		30	40	35	45	40	50	70	90	
2,000～5,000		20	25	20	25	20	25	60	80	
5,000以上		10	15	10	15	10	15	40	50	
石油製品 石炭製品 製造業	30～50	120	150	120	105	120	150	150	200	
	50～500	50	65	50	65	50	65	120	150	
	500～1,000	30	40	30	40	30	40	80	100	
	1,000～5,000	30	40	30	40	30	40	80	100	
	5,000以上	10	15	10	15	10	15	40	50	
なめし皮・同製品 毛皮製造業・へ い獣取扱業と畜 場・畜産農業等	30～50	120	150	120	150	120	150	150	200	
	50～1,000							120	150	
	1,000～5,000									
	5,000以上									

し、BOD、CODについては特定海水使用工場を除く)

SS				実 施 日 等	※ 下水道整備地域内(旧条例)				備 考
寝 屋 川 大和川下流 水域		神 崎 川 大阪市内 水域			BODおよびCDO		SS		
日平均	最 大	日平均	最 大		日平均	最 大	日平均	最 大	
150	200	150	200	51.11.1 (但し酵母製造業水飴製造業に属するものは51.11.1)	20	25	70	90	※ 旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
100	120	120	150						
80	100	100	120						
60	80	60	80						
50	65	50	65	50.11.1	20	25	70	90	※ 旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
150	200	150	200						
120	150	120	150						
100	120	100	120						
70	90	70	90	51.11.1	20	25	70	90	※ 旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
50	65	50	65						
150	200	150	200						
120	150	120	150						
90	110	90	110	51.5.1	20	25	70	90	※ 旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
60	80	60	80						
150	200	150	200						
100	120	120	150						
80	100	100	120	51.5.1	20	25	70	90	※ 旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
60	80	70	90						
40	50	40	50						
150	200	150	200						
120	150	120	150	51.11.1	20	25	70	90	※ 旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
70	90	80	100						
70	90	80	100						
60	80	60	80						
40	50	40	50	50.11.1	20	25	70	90	※ 旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
150	200	150	200						
120	150	120	150						
80	100	80	100						
80	100	80	100	51.5.1	20	25	70	90	※ 旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
40	50	40	50						
150	200	150	200						
120	150	120	150						
80	100	80	100	50.11.1	20	25	70	90	※ 旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
150	200	150	200						
120	150	120	150						
120	150	120	150						

新設 既設 の別	業種	平均日排水量 (m ³ /日)	BODおよびCOD							
			大和川上流		寝屋川 大和川下流水域		神崎川 大阪市内水域		大和川上流	
			日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大
既	ガス業	30以上～50未満	50	65	50	65	50	65	150	200
		50～1,000							50	65
		1,000～5,000								
		5,000以上								
設	洗たく業	30～50	120	150	120	150	120	150	150	200
		50～1,000	100	120	100	120	100	120	120	150
		1,000～5,000								
		5,000以上								
設	その他の業種	30～50	120	150	120	150	120	150	150	200
		50～200	60	80	80	100	80	100	100	120
		200～1,000	40	50	50	65	60	80	80	100
		1,000～5,000	25	30	30	40	40	50	60	80
		5,000以上	20	25	25	30	30	40	40	50
新設	すべての業種	30～200	15	20	20	25	20	25	50	65
		200～5,000	10	15	15	20	20	25	30	40
		5,000以上	5	10	5	10	5	10	20	25

2 共同処理施設を設置する工場又は事業場

既設	共同処理施設を設置する工場等	30～1,000	40	50	60	80	100	120	80	100
		1,000～5,000	30	40	50	65	80	100	70	90
		5,000～10,000	30	40	50	65	80	100	70	90
		10,000以上	20	25	30	40	40	50	60	80
新設	同上	30以上	20	25	20	25	20	25	50	70

3 下水道終末処理施設および尿処理施設を設置する工場又は事業場（従来通り）

区	分	BOD・COD [※] (日平均)	SS (日平均)	水質汚濁防止法 <()は最大値>		実施日等 (但し 条例)
				BOD・COD	SS	
既設	活性汚泥法 標準散水ろ床法	20	70	120 (160)	150 (200)	49.11.1
	高速散水ろ床法 モディファイドエアレーション	60	120			
	沈でん法	120	150			
新	法	20	70			

※ CODについては現在適用されておらず実施は別途告示される。

S S				実 施 日 等	※ 下水道整備区域内(旧条例)				備 考
寝屋川水城 大和川下流		神崎川水城 大阪市内			BODおよびCOD		S S		
日平均	最大	日平均	最大		日平均	最大	日平均	最大	
150	200	150	200	51.11.1	20	25	70	90	※ 旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
50	65	50	65						
150	200	150	200	51.11.1					
120	150	120	150						
150	200	150	200	51.11.1					
120	150	120	150						
90	110	100	120						
70	90	80	100	51.5.1					
60	80	70	90	50.11.1					
50	65	50	65	49.11.1					
50	65	50	65						
20	25	20	25						

100	120	120	150	51.11.1	20	25	70	90	同 上
90	110	110	130	51.5.1					
90	110	110	130	50.11.1					
70	90	80	100						
50	70	50	70	49.11.1					

区 分		BOD・COD (日平均)	実施日等
し尿浄化槽	建築基準法施行令(昭和25年政令238号)第32条第1項の規定に基づき特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域	501人以上	30
	その他の区域	以上 以下 501人~2,000人	60
		2,001人以上	30
その他のし尿処理施設		30	49.11.1

4 特定海水使用工場[※]

新設 既設 の別	業 種	平均日排水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	BODおよびCOD		実施日等
			日平均	最大	
既	化 学 工 業	5,000 m^3 未満	23	28	51. 5.1
		5,000以上~10,000未満	21	26	
		10,000 ~ 20,000	19	24	
		20,000 ~ 50,000	17	22	
		50,000 ~ 200,000	13	18	
		200,000 以上	10	15	
	鉄 鋼 業	5,000 m^3 未満	12	17	51. 5.1
		5,000 以上	10	15	50.11.1
	ガ ス 業	5,000 m^3 未満	31	40	51. 5.1
		5,000 ~ 10,000	28	38	50.11.1
		10,000 ~ 20,000	23	28	
		20,000 ~ 50,000	18	23	
		50,000 ~ 200,000	11	16	
		200,000 以上	10	15	
	そ の 他 の 業 種	5,000 未満	13	18	
		5,000 ~ 10,000	12	17	
		10,000 ~ 20,000	11	16	
		20,000 ~ 50,000	10	15	
		50,000 以上	9	14	
新設	すべての業種		5	10	49.11.1

※ 港湾法第2条第3項に規定する港湾区域又は大阪府の区域に属する海域の水を1日当り平均的に1,000 m^3 以上を使用する工場等をいう。

5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

	平均日排出量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	新 条 例		*** 下水道整備区域		備 考	
		鉱 油 類	動植物油脂	鉱 油 類	動植物油脂		
既 設	30以上~1,000未満	5	30	(5)	10	実施日は表-1と同じ。 *** の値の方が小さい場合は新条例にかかわらず*** の値を適用する。	
	1,000 ~ 5,000	4	20		10		
	5,000 以上	3	10				
新 設	30 ~ 1,000	4	10				10
	1,000 ~ 5,000	3	10				
	5,000 以上	2	5				

3. 騒音に係る環境基準

(昭和46年5月25日 閣議決定)

地域の類型および時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の 類型	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 夕	夜 間
AA	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	35ホン(A)以下
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下道路に面する地域という。)については、目標値は上表によらず次表の基準値に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 夕	夜 間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

本目標値は航空機騒音、鉄道騒音および建設騒音には適用しないものとする。

- (注) 1. AAをあてはめる地域は療養施設が集合して設置される地域などくに静穏を要する地域とすること。
 2. Aをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。
 3. Bをあてはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

4. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標	
既設飛行場	新設飛行場	直ちに		
	第3種空港及びこれに準ずるもの			
	第2種空港(福岡空港を除く。)	A	5年以内	5年以内に、85WECPNL 未満とすること又は、85 WECPNL 以上の地域において屋内で65 WECPNL 以下とすること。
		B	10年以内	
新東京国際空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85 WECPNL 未満とすること又は85 WECPNL 以上の地域において屋内で65 WECPNL 以下とすること。 2 10年以内に、75 WECPNL 未満とすること又は75 WECPNL 以上の地域において屋内で60 WECPNL 以下とすること。		
第1種空港(新東京国際空港を除く。)及び福岡空港				

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level 荷重等価平均感覚騒音レベル)

1日2~3回だったら、かなり騒音レベルの高いものであっても、少しはがまんできるとしても、これが数百回ともなれば、騒音レベルが低くてもうるさくてかなわないということになる。また、同じ大きさの騒音でも昼とすずかな夜では、夜の方がより「うるさい」と感じる。

このように騒音のくり返し効果も考え、さらに、同じ大きさの騒音でも夜の方に重みをかけ

て〔Weighted〕作られた単位がWECPNLである。

$$WECPNL = dB(A) + 10 \log N - 27$$

ただし、 $N = N_2 + 3N_3 + 10(N_4 + N_1)$

N_2 ：昼（AM7～PM7）の機数

N_3 ：夕（PM7～PM10）の機数

N_4 ：深夜（PM10～PM12）の機数

N_1 ：深夜（AM0～AM7）の機数

5. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

（昭和50年7月29日 環境庁告示第46号）

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70ホン以下
II	75ホン以下

（注） Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は、商工業の用に供される地域等I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域とする。

環境基準は、関係行政機関及び地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間			
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間	
a	80ホン以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに	
b	75ホンを越え80ホン未満の区域	イ	7年以内		開業時から3年以内
		ロ	10年以内		
c	70ホンを越え75ホン以下の区域	10年以内	開業時から5年以内		

備考 bの区域中イとは、地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

2 大阪地域公害防止計画

公害対策基本法第19条の規定に基づき、昭和46年5月25日、内閣総理大臣から大阪府知事に対し「大阪地域にかかる公害防止計画策定の基本方針」が示された。公害防止計画はこの基本方針に基づき府市協力して策定作業を行ない、昭和47年12月19日内閣総理大臣の承認を経て正式に決定したものである。その概要は次のとおりである。

1. 公害防止計画の趣旨

公害防止計画は、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全するため、10年間にわたって実施すべき公害対策の総合的な基本計画である。

計画の策定にあたっては、人口の高密化、巨大発生源と中小企業の集中、商工住混合化による土地利用の混乱等大阪地域の特殊性に立脚し、長期的な観点に立って、国、地方公共団体、企業、住民が一体となって施策を推進し、公害問題を解消していくことをその基本としている。

2. 地域の範囲

大阪府の地域のうち豊能郡能勢町及び南河内郡千早赤阪村を除く地域とする。

3. 計画の目標ならびに達成期限

目標ならびに達成期限については、内閣総理大臣から示された「大阪地域に係る公害防止計画策定の基本方針」に示された目標および達成期限を基本とする。

ただし、上記目標を早期に達成したもの、および目標が設定されていないもので緊急に対策を講ずる必要のあるものについては暫定的な目標を設定する。

なお、暫定的に設定した目標については、環境基準の改定または設定が行なわれた場合には、その環境基準に変更するものとする。

(付属資料1、環境基準参照)

4. 公害防止に関する施策

(1) 施策の基的方向

大阪地域における公害を抜本的に解消するためには、人口と工場の過度の集中と土地利用の混乱を解決することが前提条件であり、こうした対策とあわせて発生源に対する規制、都市施設の整備、自然環境の保全を図っていく必要がある。

それ故に、大阪地域の公害問題は、長期的な視点に立ち、国、地方公共団体、企業、住民が一体となってその解決に努力しなければならないものである。

(2) 土地利用計画

今後の土地利用の方針としては、公害防止に重点をおき、住宅と工場を分離するため、次のように工業地と住宅地の再配置を行なうこととし、あわせて自然環境を保護することとする。

- ア 大阪市内の住工混在地域の中小企業を主体とする都市型工業を、流通施設と関連づけながら臨海部および内陸部の適地に集約化するよう誘導する。
- イ 大阪市西部、堺・泉北地区は、公害対策、立地規制を強化して環境の改善を図り、住工混在地域から移転させる関連企業を含めて整備していく。
- ウ 泉北港、阪南港の地域には、木材加工、金属製品、輸送機器など高次加工を主体とする都市型工業の配置を図る。
- エ 内陸部にあっては、既存工業地で今後とも工業地として残す区域、主要幹線沿道で新たに工業地として開発すべき区域については、公害防止に十分配慮し、内陸型工業専用地として専用化する。
- オ 住宅地については、大阪市などの既成市街地においては再開発による住宅の高層化を図り、住工混在地域では、工場の立地規制および工場の適地への移転を促進し、あわせてオープンスペースを含む公共施設を整備し、生活環境の改善を行なう。また、市街化の進行している周辺地区、新たに住宅地として開発すべき区域については全面的な開発により専用化を図っていく。
- カ 公園・緑地の整備とともに、北摂連山・金剛生駒・和泉葛城などの近郊緑地保全区域については自然環境を積極的に保護していく。

(3) 大気汚染対策

ア 概 説

大気汚染防止対策は、大気汚染の及ぼす人体、動植物への影響の程度、これらを保護するために維持されるべき環境汚染のレベルを明らかにしたりえて、産業・経済の構造と活動、あるいは土地利用、交通輸送体系等について抜本的に検討し、これに関連する諸計画が大気汚染防止の面から総合的に調整されねばならない。

本計画においては、これらの抜本的対策ならびに汚染物質の環境容量について配慮し、最終的に目標とする維持すべき環境汚染のレベルは、汚染物質単体もしくはそれらの複合したものの人体に対する閾値とする。

これらの値については、今後十分に検討のうえ設定することになるが、可能な物質については、暫定的な目標を設定し、対策を行ない、当面以下に掲げる施策を実施するものとする。

イ いおう酸化物対策

昭和44年以来、大阪府および大阪市が実施してきたブルースカイ計画、新ブルースカイ計画、クリーンエアプラン等に基づき、いおう酸化物の排出の削減を図ってきたが、この計画をさらに進展させていく。

(ア) 事業者が講じる措置

- 低いおう燃料への転換
- LNG 等ガス燃料への転換
- 排煙脱硫装置の設置
- エネルギーの効率の利用と経済的、効果的な公害対策の推進のため、燃料消費型工場の集団化を行ない、共役エネルギーセンター、共同防除施設の設置、市街地ビル街の集中

冷房化等を推進

- 低いおう燃料の確保
- 排煙脱硫技術の実用化

(イ) 公共団体が講じる施策

- 行政指導および規制の強化
- 緊急時の発生など高濃度汚染の対策を確立する。
- 行政指導体制の整備強化
- 主要工場についてはテレメーターによる常時監視の実施
- 立入、点検体制の整備強化
- 事業者が講じる措置についての方針の掲示
- 緩衝緑地整備事業の推進

ウ 浮遊粒子状物質等の対策

(ア) 事業者等が講じる措置

- ガス燃料等への転換
- ばいじん、粉じんの発生が少ない作業プロセスの採用
- 効率的な集じん器の設置
- ばいじん、粉じんの発生、排出状況の点検と適切な処置
- 粉じん発生の少ない内燃機関（自動車）の開発及び発生粉じんの除去装置の開発
- 自動車使用者は、常に整備を行ない汚染物質の排出が最小となるよう努力する。
- 建設業者は作業にあたり、極力粉じんの発生防除に努める。

(イ) 公共団体が講じる施策

- 発生源に対する立入、点検等の監視体制の拡充整備
- 行政指導、規制の徹底
- 粉じんの汚染機構の解明と適確な処置
- ごみ焼却場等公共施設の管理の徹底
- 道路の舗装と清掃
- 公共施設に空気清浄器等の設置
- キューボラ、アスファルト・プラント等による局地汚染を防止するため、土地利用の純化、企業の集団化ならびに共同防除施設の設置などを推進する。

エ 自動車排出ガス（一酸化炭素）対策

(ア) 事業者等が講ずる措置

- 自動車製造業者をはじめ、汚染物質の少ない内燃機関の開発、ならびに浄化装置の開発、実用化に努める。
- 自動車を使用するものは、常に良好な整備を行ない、汚染物質排出量が最小となるよう努力するとともに、公安委員会の実施する汚染防止のための交通規制等に協力しなければならぬ。

(4) 公共団体の講じる施策

自動車排出ガスの防除については、自動車構造の改善等、国の施策に負うところが大きく、地方公共団体のとりうる施策は限られたものであるが、当面以下の諸施策を実施する。

- ・ 汚染、交通状況の監視測定体制の整備
- ・ 自動車排出ガス浄化装置を一部公用車に取付け、効果測定を実施し、あわせて府下の全自動車に浄化装置の取付けを義務づけるよう検討する。
- ・ アイドリング調整の推進
- ・ 信号制御の高度化等交通管制システムを早急に整備し、交通渋滞による汚染の高濃度発生を防止するとともに、必要に応じ車両通行の禁止、制限等の汚染対策の確立を図る。
- ・ 都心部への車両の進入を低減させるため、市街地周辺地域等における駐車場の整備についての基本計画を策定し、早期に事業の実施を図る。
- ・ 自動車交通の渋滞を防止し、汚染物質の多量の排出を防ぐため、幹線道路の交差点の改良ならびに立体交差化等を推進
- ・ 住区内道路については、必要に応じ車両通行の禁止、制限を図る。

オ 光化学スモッグ対策

- ・ 光化学スモッグ測定局、警報受機の整備
- ・ 大阪府光化学スモッグ調査会議による光化学スモッグの発生源、原因物質、影響等の究明および発生機構の解明
- ・ 液化石油ガス、燃料用揮発油、灯油、軽油および有機溶剤を50kl以上貯蔵するタンクに吸着式または吸収式等の処理施設を設けさせる。
- ・ 緊急時の発生など高濃度汚染の対策を確立する。

カ 窒素酸化物対策

- ・ 事業者は、早急に防除技術の開発とその実用化に努める。
- ・ 当面、窒素酸化物の排出係数の少ない天然ガス等の占める比率を高めるエネルギー構造に転換するよう指導し、近く、環境基準が設定された場合には、その数値を目標として具体的対策を樹立する。

(4) 水質汚濁対策

ア 健康項目

(イ) 事業者が講じる措置

- ・ シアン、カドミウム等人の健康にかかる物質については、排出基準を遵守するに必要な処理施設を設置するとともに、適正に維持管理を行ない、不慮の事故にも対処しうる体制を整備すること。
- ・ 零細事業者で、個々に処理施設を設置することが困難な場合は、集団化を図り、汚水の共同処理を行なうよう努力すること。

(ロ) 公共団体が講じる施策

- ・ 公害防止条例により、法の規制対象工場、事業場についても法と同等の基準を定め、ま

た、許可制あるいは設備基準を定める等規制を強化しているが、今後も法および条例による立入検査等により排出状況の監視を徹底する。

- ・ 零細工場・事業場に対する処理技術の開発および指導、融資等経済的な助成、あるいは工場団地の設立指導等について、強力な対策を講ずることとする。

イ 生活環境項目

㌸ 事業者が講じる措置

- ・ 下水処理場の機能に障害が生じないよう事業者において適切な前処理施設を設置する。
- ・ 下水道未整備地域では、現行の排出基準を遵守するに必要なかつ十分な処理施設を設置する。

㌹ 公共団体が講じる施策

- ・ 排出規制の強化を図る。
- ・ 零細事業者への技術的、経済的援助を推進する。
- ・ 河川の水質測定を強化する。
- ・ 下水道の整備を進め、超高級処理の技術開発と建設を促進する。
- ・ し尿処理施設の整備
- ・ 船舶廃油処理施設の整備
- ・ 海面浮遊ごみの清掃船の建造
- ・ 河川、港湾、漁場の汚泥のしゅんせつ
- ・ 淀川の水質浄化のため水質保全水路の建設を検討する。
- ・ 河川、港湾、漁場のごみの除去
- ・ 寝屋川水域の古川流域の浄化のため、淀川からの導水と用排水路の改修
- ・ 公営住宅の水洗便所化
- ・ 市街化区域内の畜産経営の適地への集団移転
- ・ 家畜汚水の一次処理施設の整備
- ・ 流出油から漁場被害を防止するため、器具整備と薬剤の確保
- ・ と畜場汚水の浄化設備の整備

(5) 騒音

ア 工場騒音

㌸ 事業者が講じる措置

- ・ 工場を遮音構造にする。
- ・ 騒音の著しい機械を設置している工場は、測定器を保持し、定期的に測定し、その結果作業内容を変更するなどの措置を講じる。

㌹ 公共団体が講じる施策

- ・ 工場、事業場の防音工事の指導の徹底
- ・ 環境基準達成のため、府条例による規制を強化していく。
- ・ 広域騒音については、個々の騒音源に対して音量規制を行なう。

- ・ 新設ならびに大規模増設を行なう工場、事業場に対しては、協定等により厳しい音量規制を義務づける。
- ・ 住工混在地域の中小工場については、工業地区内に集団化を図る。また、工業地区内の住居の移転を図る。
- ・ 騒音防止技術の開発を図る。
- ・ 騒音発生源追求システムの確立を図る。

イ 自動車騒音

(ウ) 事業者等が講じる措置

- ・ 電気自動車等低騒音エンジン、排気口における防音装置、低騒音タイヤなどの開発と実用化等に努める。
- ・ 自動車の使用者は、常に良好な整備を行ない騒音を高めないようにするとともに、公安委員会が自動車騒音の防止のために講じる交通規制等に協力する。
- ・ 道路管理者は騒音を軽減するため、路面の改良、高架道路の橋脚構造の改良、防音壁の設置など、道路構造上の問題を解決するよう努める。

(イ) 公共団体が講じる施策

- ・ 住区内道路を重点に、速度規制、徐行規制を行ない、必要に応じ車両通行の禁止、制限を行なう。
- ・ 必要に応じ、幹線道路沿い、交差点を含む地区の市街地形態の改造、道路構造の改善等について調査、研究を進め、それに基づいて具体策を推進する。
- ・ 学校、福祉施設、公営住宅、公共施設などの防音工場による被害の減少および道路の補修などによる騒音、振動の発生の低減を図る。

ウ 航空機騒音

(ウ) 事業者が講じる措置

- ・ 航行方法による騒音の低減に努める。
- ・ 地上における騒音対策として、エンジンテスト施設の充実、消音器、遮音壁、テスト時間の短縮等の措置を行なう。

(イ) 公共団体が講じる施策

航空機騒音の抜本的対策は、低騒音エンジンの開発、空港の立地条件等国の施策に待つところが多いが、当面、次のような対策を講じる。

- ・ 空港周辺地域の整備
- ・ 移転補償対策の推進
- ・ 学校、共同利用施設などの防音工事の推進
- ・ 共同利用施設の建設整備
- ・ 民家の防音工事の推進

エ 建設騒音

- ・ 事業者は、無騒音工法の開発と実用化に努める。

- ・ 条例による規制の拡充と強化
- ・ 公営住宅建設にあたっての特殊工法の採用等
- ・ 建設騒音の基準値の設定の検討

(6) 地盤沈下

- ・ 地下水の採取の規制の地域を拡大し強化する。
- ・ 水資源の確保を図りつつ、代替用水として、上水道、工業用水道の整備を図る。

(7) 悪臭

- ・ 規制の枠と基準の強化
- ・ 設備基準の枠を拡大
- ・ 立入検査、技術指導、助成措置等の強化
- ・ 事業者による悪臭発生施設の保守、管理の強化と自主監視体制の促進

(8) 土壌汚染

ア 事業者が講じる措置

- ・ 工場、事業場などの防除施設の完備
- ・ 工場、事業場などの汚染物質の排出の停止（土壌汚染が発生した場合）
- ・ 被害者の救済の実施
- ・ 農薬については、その適正な使用
- ・ 農薬製造業者は、残留毒性の低い農薬の開発と実用化

イ 公共団体が講じる施策

- ・ 発生源工場、事業場の指導と取締り
- ・ 規制基準の見直しと規制の強化
- ・ 土壌汚染の環境基準の設定
- ・ 下水道を整備し、汚水と農業用水の分離を図る。
- ・ 農業用水施設を整備し、農業用水と一般排水を分離する。
- ・ 農林技術センター等の試験研究機関を整備強化して、土壌汚染に関する調査研究を行なう。
- ・ 土壌汚染が発生した場合には、汚染状況調査、発生源調査、人体影響調査を実施し、汚染物質の除去を図るため客土、排土、かんがい排水施設の整備などの事業を行ない、必要な場合は、地目変換を行なう。これらに要する費用は、発生原因者責任の原則に基づいて負担させる。

(9) 廃棄物

ア 一般廃棄物（し尿を除く。）

昭和51年府下1日12,800トン（1日1人あたり1,474g）、昭和56年府下1日17,400トン（1日1人あたり1,874g）に達する一般廃棄物の収集と処理施設の整備および最終処分地の確保を図っていく。

イ 産業廃棄物

昭和51年、月総排出量281万トン、昭和56年、月総排出量373万トンに達する産業廃棄物の処理を図るため、廃棄物処理法に基づく処理計画を策定し、廃棄物の量、質の変化に対応した合理的な処理体系を整えるとともに、公共団体が施設を設置する必要のあるものについては、逐次整備を図っていくものとする。

(10) 関連都市施設等の整備

ア 公園緑地の整備

昭和47年4月、1人あたり2.14㎡の公園緑地を、昭和60年には1人あたり1.0㎡を目標に事業の推進を図る。

イ 緑道の整備

ハイキングやサイクリングを楽しむ幹線緑道と散歩、通園、通学、買物に利用する小緑道を府下全域に体系的ネットワークとして整備していく。

ウ 適地へ移転した工場の跡地を地区の環境整備のため活用する。

エ 土地利用の純化を図る土地区画整理事業を進めていく。

オ 河川の緑化と遊歩道の設置を図る。

カ 風致保安林、公園、広場、団地、街路など都市環境の緑化を図る。

(11) 公害保健対策

ア 住民全般に関する施策

- ・ 公害にかかる健康被害者への医療救済措置の推進
- ・ 公害医療施設の整備
- ・ 保健所の公害体制の整備
- ・ 公害検診車の整備

イ 学校公害保健対策

- ・ 児童生徒の特別健康診断
- ・ 大気汚染の著しい地域の児童の大気清浄地での郊外教育（グリーンスクール事業）の実施
- ・ 学校に環境衛生機器、自動うがい器、日用うがい薬の設置
- ・ 学校保健室に空気清浄器の設置
- ・ 大気汚染の著しい学校・幼稚園への空気清浄器、冷暖房施設、換気扇などの設置
- ・ 光化学スモッグ対策として学校に警報受信器の設置
- ・ 大阪府医師会と共同で、児童への大気汚染の影響を調べるため経年的に調査を実施する。
- ・ 騒音対策として、学校の移転、改築、防音工事、冷暖房設備の設置などを行なう。
- ・ 地盤沈下対策として、学校の給排水管の損傷を補修する。

(12) 中小企業対策

中小企業といえども公害防止の責任があるが、その努力のみをまっていたのでは公害防止の实效を早急に確保することが困難であるので、国、地方公共団体、公害防止事業団等の公的機関が一体となって、次の対策を実施する。

- ・ 公害防止施設の設置、適地への移転、集団化などに対し資金の貸付け、融資のあっ旋、利子補給などを行なう。
- ・ 中小企業の公害防止技術の開発、研究、普及に対する経済的助成の実施
- ・ 適地への移転あるいは集団化などの促進を図るため用地のあっ旋

(13) 調査研究体制の整備

環境科学研究所を設立するほか、現在の試験研究機関の再検討を行なうとともに、広く環境問題全般についての調査研究体制を整備していく。

(14) 監視測定体制の整備

ア 発生源監視体制

㊦ 大気汚染

- ・ テレメータシステムによる煙道排ガスの自動測定、集中監視体制を強化していく。また、監視項目についても測定技術の許す限り拡大していくものとする。
- ・ 45年には、約1,000件の立入検査を実施しているが、今後この体制を拡充強化する。

㊧ 水質汚濁

- ・ 立入検査、排水の採取分析を一層徹底する。
- ・ 要指導工場に対しては定期的に調査し、さらにパトロールにより実態の把握を徹底する。
- ・ 法、条例対象工場には、自動測定記録装置および定期的な排水の水質測定を行なうよう指導する。
- ・ 下水道管理者は、下水処理区域内の有害物質取扱い工場に対して、排出状況の監視を徹底する。

㊨ 騒音振動

- ・ 立入検査による騒音・振動の測定を強力に推進する。
- ・ 府は、市町村の測定の指導を行なうとともに、市町村から依頼される騒音、振動の分析を行なう体制を強化する。

イ 環境監視体制

㊦ 大気汚染

- ・ テレメータシステムを拡大し、大型電算機の導入によるデータ処理能力の強化を図る。
- ・ 観測局を25ヵ所に1カ所の割合で整備し、さらに密な測定を行なうため134カ所の増設を行なう。
- ・ 測定項目の範囲を拡大する。
- ・ きめの細かい測定を実施するため移動観測車を増強する。
- ・ 測定機器の精度を高め、厳しい環境基準（目標）にも対応できるようにする。

㊧ 自動車排出ガス

- ・ 46年度現在、一酸化炭素および全炭化水素を測定する測定点は、府下15カ所であるが、この観測局を昭和51年には74カ所に増設する。
- ・ 汚染対策として有効な交通量の制御について検討を進める。

- ・ 府下主要交差点における自動車排出ガスの定期的調査の体制を充実する。
- (ウ) 水質汚濁
- ・ 府下主要河川、大阪湾の測定のため、測定点、測定項目の拡大、測定精度の向上を図っていく。
 - ・ 昭和51年までに主要河川における常時監視測定点の設置とテレメータシステムによる集中監視を進める。
大阪湾についても、自動測定器の開発に応じ、テレメータシステムによる中央集中監視の実用化に努める。
- (エ) 騒音・振動
- ・ 主要幹線道路に自動測定器を設置し、常時監視システムを整備する。
 - ・ 府下250地点で年1回環境騒音の測定を行なり。
 - ・ 府下280地点で、交通騒音の測定を行なり。
 - ・ 府下10地点で、工場騒音の測定を継続実施する。
 - ・ 大阪空港周辺に自動測定設備を増強する。
 - ・ 振動の測定点を増やし、分析体制を整備して精密な状況のは握を行なり。
- (オ) 地盤沈下
- ・ 府下693点で精密な水準測量を実施しているが、この体制を維持していく。
- (カ) 悪臭・オキシダント等
- ・ 発生源工場に立入検査を行ない、悪臭等公害の未然防止を図る。
 - ・ 汚染時の緊急出動体制として、移動測定車の増強を図る。
- (キ) 土壌汚染
- ・ 土壌汚染に関する調査研究体制の整備とあわせ、移動測定車等を整備し、常時監視体制を確立する。
- ウ 緊急時の措置体制
- (ク) 大気汚染
- ・ 緊急時発生前における予報体制、緊急時発生の際の一斉指令体制、緊急時立入検査体制、一般へのPR体制などから構成される緊急時体制をさらに強化していく。
 - ・ 高濃度汚染発生の予知のための研究を一層推進していく。
 - ・ 主要工場への警報受信器の設置の推進
 - ・ テレメータの中央制御機能を利用して、工場からの措置確認、その他の機能の付加計画を策定実施する。
 - ・ 緊急時発令と同時に、工場への立入検査を実施する体制を拡充強化する。
 - ・ 府下25保健所に警報受信器を設置する。
 - ・ 緊急時の広報体制を整備強化する。
- (ケ) 水質汚濁
- ・ 緊急時の措置要綱を定め、これに基づいて具体的対策を定める。

- ・ テレメータの中央制御機能を利用した措置確認体制を行なりよう努める。
- ・ 緊急時の立入検査、採取資料分析体制を整備し、強力な指導体制を確立する。
- ・ 関係機関との緊密な連絡体制を整備していく。

(ウ) 自動車排出ガス

- ・ 緊急時の措置について、公安委員会と緊密な連絡をとり、データ交換を行ない、措置要綱を策定する。

エ 広域監視測定体制

(ウ) 大気汚染

- ・ 昭和45年に兵庫県とデータ交換を開始し、それとともに、阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱を作成し、兵庫県と大阪府にまたがる一元的な緊急措置をとりうる体制をととのえたので、これを参考に、他の隣接府県との間に広域的監視体制を整備することを検討する。
- ・ 大阪管区気象台から近畿一円の大気汚染予報を自動的にとれるよう緊密な連絡体制を確立する。

(イ) 水質汚濁

- ・ 関係府県、国の機関と協議を進め、広域監視体制の整備を図る。
- ・ 建設省、兵庫県のテレメータシステムによる中央集中監視組織計画にあわせ府の中央集中監視組織とのデータ交換体制を整備していく。

(15) 自然環境の保護

過度に人口と産業が集中している大阪にとって周辺に残る緑を保全することが公害を防止し、野外レクリエーションの場として府民の健康の増進に役立つものと考えられる。

そのため、周辺の残り少ない自然環境を開発行為等による破壊から強く保全していくものとする。

5. 経費の概要

本計画に基づいて、昭和47年度から昭和56年度までの10カ年間に要する経費はおおむね次のとおりである。

- (1) 事業者が事業活動による公害を防止するため講ずる措置に要する経費の総額は、約7,600億円と見込まれる。
- (2) 地方公共団体等（大阪府および府下市町村等）が主体となって講ずる経費は、公害対策事業について約1兆6千2百億円、公害関連事業について約3千3百億円と見込まれる。

公害防止計画の策定状況

	地 域	計 画 承 認
第 1 次	千葉・市原地域、四日市地域、水島地域	昭和45. 12. 1
第 2 次	東京地域、埼玉県荒川流域、千葉県江戸川流域、神奈川県、大阪地域、京都府淀川流域、奈良県大和川流域	昭和47. 12. 19
第 3 次	名古屋等地域、兵庫県東部地域、北九州地域、大分地域、鹿島地域	昭和47. 12. 19
第 4 次	埼玉地域、富士地域、播磨南部地域、大竹地域、岩国地域、大牟田地域	昭和48. 12. 18
第 5 次	苫小牧地域、仙台湾地域、いわき地域、千葉臨海地域、富山・高岡地域、衣浦・西三河地域、神戸地域、備後地域、周南地域、東予地域	昭和49. 6. 4
第 6 次	室蘭地域、八戸地域、新潟地域、静岡・清水地域、京都地域、和歌山地域、岡山・備前地域、広島・呉地域、下関・宇部地域、香川地域	昭和51. 2. 17
第 7 次	札幌地域、秋田地域、日立地域、松本・諏訪地域、岐阜・大垣地域、東濃地域、東三河地域、徳島地域、日向・延岡地域	策定作業中 (昭和50. 7. 25) 計画策定指示

3 クリーンエアプラン '73 (大気汚染防止計画)

..... 抜 粋

(昭和48年11月)

1. クリーンエアプラン改定の趣旨

大阪府は、早くから西部臨海工業地帯を「大気汚染特別地区」と定め、対策を講じてきたところであるが、去る昭和46年6月、公害関係法令の整備とともに規制権限の委譲の実現と本市公害行政の一元化をみるにいたったのを機に、同年8月、大気汚染防止計画基本構想「クリーンエアプラン'71」を策定し、地域特性に応じて、専従公害規制班をおいて本対策を進めてきた。その結果、昭和47年度にいたり、いおう酸化物、浮遊粒子状物質も減少し、とくにいおう酸化物については、当初の環境基準全項目を全市域にわたって、ほとんど達成するなど成果をあげてきたところである。

しかし、近年低いおう化をともなり燃料使用量の増加と、モータリゼーションの進展などとあわせて、光化学オキシダント、窒素酸化物汚染が問題化し、大気汚染の様相はなお一層ゆるがせにできない状態になってきた。それに呼応して本年5月に入り、いおう酸化物の環境基準改正につづいて、二酸化窒素、光化学オキシダントの環境基準が新しく設定され、さきに設定された大阪地域公害防止計画の基本方針にそって、本市のクリーンエアプラン'71を修正強化することが急務となってきたのである。

ここに本市は、クリーンエアプラン'71を改定整備し、新しい総合的な計画目標に向って大気浄化の実現に努力していくつもりである。

2. 計画目標および達成期限

本計画の汚染物質目標濃度基準および達成期限については、中央公害対策審議会ならびに大阪市公害対策審議会の答申（昭和48年7月23日）などにもとづいて人の健康にかかる被害の防止を主眼におき、長期目標として疫学的な観点から直接的にも間接的にも人の健康に影響がないと考えられる閾値濃度すなわち環境基準を達成、維持することとし、さらにできるかぎり人の生活環境を良好にすることを目標に次表のとおり定める。

なお、すべての汚染物質について、今後改定、追加される環境基準値を検討し、計画内容の適切な改定、追加を行なっていくものとする。

計画目標および達成期限

項目 物質	目 標	達成期限	対象区域	摘 要
二酸化 いおう	1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下であり、 かつ1時間値が0.1ppm 以下	昭和53年度ま でに達成	大阪市域全域 (ただし、工業 専用地域、車 道、その他一 般公衆が通常 生活していな い地域または 場所を除く)	昭和48年5月16日 環境庁告示第35号 (環境基準)
浮遊粒子状 物 質	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、 かつ1時間値が0.20mg /m ³ 以下	昭和56年度ま でに達成		昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 (環境基準)
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.02ppm以下	昭和56年度ま でに達成 中間目標として 昭和53年度ま でに60%達成		昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 (環境基準)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm以下であり、か つ1時間値の8時間平均 値が20ppm以下	昭和56年度ま でに達成		昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 (環境基準)
光化学 オキシダント	1時間値が0.06ppm以 下	昭和56年度ま でに達成		昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 (環境基準)
悪 臭	大部分の地域住民が日常 生活において感知しない 程度	昭和56年度ま でに達成		

3. 汚染物質排出状況

(1) 固定発生源

施設別・区別重油使用量および汚染物質排出量（昭和47年度）

全市 区別	総計						施設別											
	重油使用量			NOx			SOx			NOx			SOx			NOx		
	(kg/年)	(ton/年)	(ton/年)	(kg/年)	(ton/年)	(ton/年)	(kg/年)	(ton/年)	(ton/年)	(kg/年)	(ton/年)	(ton/年)	(kg/年)	(ton/年)	(ton/年)	(kg/年)	(ton/年)	(ton/年)
北	44,708.7	788.92	481.98	114.73	42,043.7	768.10	374.49	103.84	2,665.0	35.82	57.49	10.89						
都島	100,341.5	2,840.67	1,088.24	3,159.19	100,341.5	2,340.67	1,088.28	3,159.04	0	0	0.01	0.15						
福島	78,664.1	1,420.96	674.89	358.77	48,490.6	751.10	414.13	82.07	30,173.5	669.86	260.76	276.70						
此花	744,091.1	4,735.04	8,581.11	3,596.90	164,752.1	1,481.43	1,808.27	964.96	579,339.0	3,303.61	6,772.84	2,631.94						
東	31,274.8	460.70	274.96	98.64	30,849.8	447.84	266.97	94.27	925.0	13.86	7.99	4.87						
西	6,109.7	133.37	53.75	16.60	6,109.7	133.37	53.75	16.60	--	--	--	--						
港	16,815.4	488.46	141.46	47.61	13,253.4	358.15	114.88	21.07	3,062.0	90.31	26.58	26.54						
大正	185,095.0	4,151.63	5,128.17	10,747.97	30,916.7	409.85	277.50	47.92	154,178.3	3,751.28	4,850.67	10,700.05						
天王寺	18,219.5	259.47	114.72	27.29	18,219.5	259.47	114.72	27.29	--	--	--	--						
南	11,847.0	228.47	107.84	27.31	11,847.0	228.47	107.84	27.31	--	--	--	--						
浪速	7,899.5	178.15	68.87	29.43	6,500.5	155.88	56.09	13.82	1,389.0	22.77	12.78	15.61						
大淀	36,696.0	803.82	331.21	142.10	25,297.4	577.05	224.96	47.24	11,398.6	226.27	106.25	94.86						
西淀川	165,488.4	4,826.16	2,224.00	8,234.06	67,029.9	1,229.63	668.76	284.57	98,458.5	3,296.53	1,555.24	7,949.49						
東淀川	203,357.0	5,049.53	1,890.99	452.73	187,931.7	4,645.96	1,749.48	349.42	15,425.3	403.57	141.51	103.31						
東成	20,356.4	516.86	180.23	43.95	20,356.4	515.50	175.24	40.56	0	1.36	4.99	3.39						
生野	15,367.8	439.12	140.20	37.14	15,223.3	437.07	138.96	36.85	144.0	2.05	1.24	0.29						
旭	9,984.8	277.29	91.21	30.40	8,781.0	254.88	79.28	18.05	1,203.8	22.91	11.98	12.35						
堺東	131,575.6	2,888.70	1,547.22	663.85	102,576.2	1,989.68	906.77	214.94	28,999.4	599.02	640.45	448.91						
阿倍野	7,513.6	187.33	64.45	16.04	7,513.6	187.33	64.45	16.04	--	--	--	--						
住吉	894,493.4	12,209.20	10,969.86	1,692.28	46,964.6	1,084.99	410.92	97.27	847,528.8	11,124.21	10,558.94	1,595.01						
東住吉	16,454.5	672.87	263.79	373.94	12,662.1	368.70	109.75	31.92	3,792.4	304.17	154.04	342.02						
西成	101,250.2	1,540.62	896.88	2,207.55	26,575.9	609.27	241.35	63.59	74,674.3	931.35	655.03	2,143.96						
計	2,842,103.5	43,956.84	35,255.53	32,118.48	988,736.6	19,158.99	9,446.79	5,758.61	1,853,366.9	24,798.45	25,818.74	26,359.84						

(2) 移動発生源

地域別汚染物質排出量(昭和47年度)

(単位: ton/年)

地域 \ 汚染物質	CO	NO _x	HC	PM
全 市	425,957	18,329	44,919	7,845
都 心 部	136,391	5,869	14,383	2,512
準 都 心 部	57,547	2,476	6,068	1,060
周 辺 部	232,019	9,984	24,468	4,273

(注) 都心部:北、東、西、南区の4区
 準都心部:福島、大淀、浪速、天王寺の4区
 周辺部:東成、生野区等14区

平地面積当り地域別汚染物質排出量(昭和47年)

(単位: ton/km²・年)

地域 \ 汚染物質	CO	NO _x	HC	PM	面積
全 市	2,067.2	88.9	218.0	38.1	206.06 km ²
都 心 部	6,926.9	298.1	730.5	127.6	19.69 km ²
準 都 心 部	3,251.1	139.9	342.8	59.9	17.70 km ²
周 辺 部	1,375.6	59.2	145.1	25.3	168.67 km ²

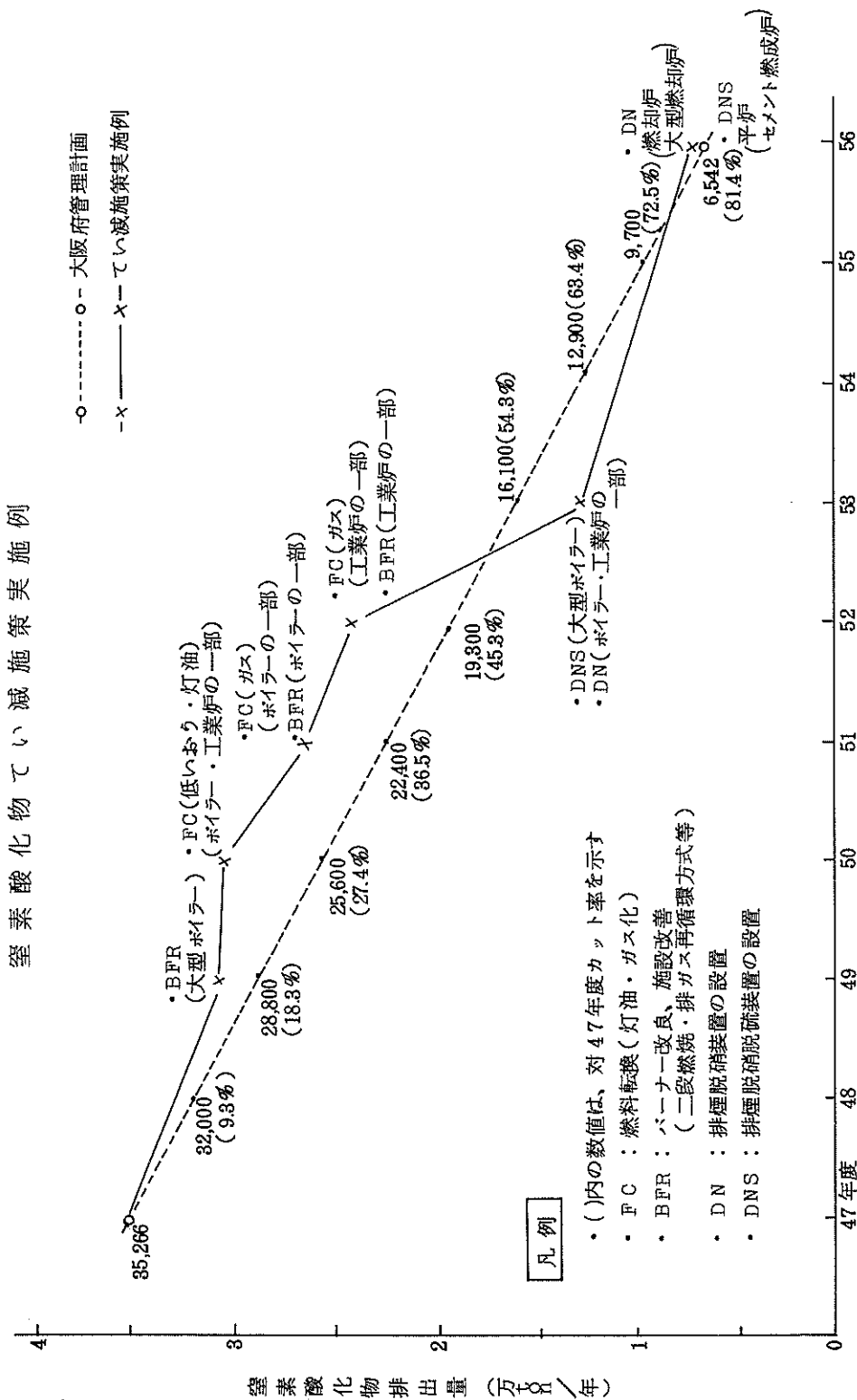
燃料種別汚染物質排出量(昭和47年)

(単位: ton/年)

燃料 \ 汚染物質	CO	NO _x	HC	PM
ガソリン	387,042	12,711	35,231	1,501
軽油	3,932	4,482	5,370	6,344
LPG	34,983	1,136	4,318	-
計	425,957	18,329	44,919	7,845

4. 目標達成のための方策

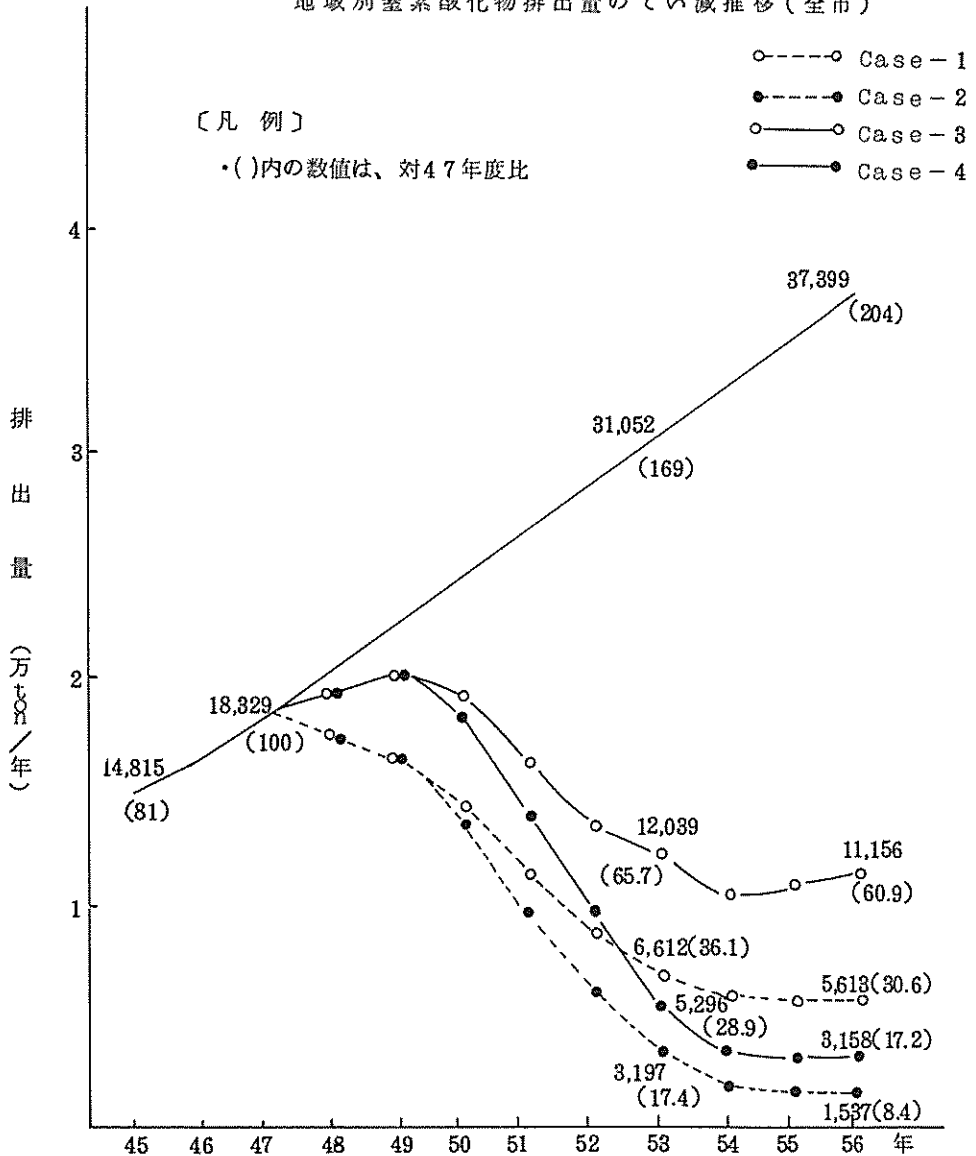
(1) 固定発生源



(2) 移動発生源

- (Case 1 47年時点の発生集中交通量に伸びがなくガソリン車、LPG車のみ規制がされた場合)
 Case 2 " ジーゼル車も規制された場合
 Case 3 47年以降も発生集中交通量が伸びガソリン車、LPG車のみ規制がされた場合
 Case 4 " ジーゼル車も規制された場合

地域別窒素酸化物排出量の推移（全市）



5. 本計画にもとづく本市の基本的施策

本計画にもとづき、大気汚染物質の排出量を可及的速やかに減させるため、基本的に次の施策を講ずるものとする。

(1) 汚染物質排出量規制の基本方針

本計画の目標達成のために必要な市域内の各汚染物質の排出規制目標は、おおむね次表のとおりとする。

なお、地域ごとの汚染物質排出状況と環境大気中濃度との関連を明確にして、総合的かつ年次のなてい減計画をたて、これを実施することとし、毎年その成果を評価検討し、必要に応じてその計画実施の修正を行なうこととする。

(固定発生源)

(単位: ton/年)

年度 汚染物質	47	53	56
いおう酸化物	43,957 (100)	9,332 (21.2)	—
窒素酸化物	35,266 (100)	16,100 (45.7)	6,542 (18.6)
粒子状物質	48,038 (100)	18,400 (38.3)	3,516 (7.3)

()内%

(移動発生源)

(単位: ton/年)

年度 汚染物質	47	53	56
一酸化炭素	425,957 (100)	223,500 (52.5)	202,990 (47.7)
窒素酸化物	18,329 (100)	4,700 (25.6)	933 (5.1)
粒子状物質	7,845 (100)	1,680 (21.4)	388 (4.9)

()内%

また、炭化水素については、光化学オキシダントの生成限界など未だ解明されておらず、今後研究が進み環境基準の設定がなされた際、検討を加えて具体的に本計画にもりこむこととする。

(2) 固定発生源に対する施策

既存の施設に対しては、施設の規模に応じて年次的に汚染物質の排出抑制の強化をはかる。

新增設の施設に対しては、本計画の目標達成に支障のないよう厳重に規制する。

(3) 移動発生源に対する施策

環境庁告示によるマスクー法に準じた昭和50年、51年の許容限度の設定方針の完全実施とともに、使用過程車を含めて未規制車に対する排出規制の強化を関係機関に強く要請していく。

公共機関は卒先して低公害車を使用し、関係方面に普及促進の協力を求める。

法による規制の遵守の徹底を期するため、関係機関と協力して街頭における自動車の排出状況の監視をより厳しく実施する。

市内の自動車交通規制については、バスレーンの増設など間接規制をできるだけ推進するとともに、今後汚染実態の詳細な把握と解析につとめ、具体的な自動車交通抑制対策を関係機関と協議検討して進める。

(4) 局地汚染に対する施策

悪臭、有害物質、粉じんなどの局地環境汚染に対しては、より一層立入規制を強化し、これら防除技術の開発に伴ってこの汚染の除去に努めるとともに、発生源工場の集団化など土地利用の純化を促進する。

(5) 大気汚染監視システムの整備強化

すでに実施してきた発生源常時監視に含まれている燃料使用量、いおう酸化物に窒素酸化物も逐次加えて、大気汚染の総合的な監視網の充実をはかるとともに、本計画の適確な実施を目的に汚染物質の排出状況と環境大気中濃度との関連を解析するシステムの開発、整備を推進する。

また、高濃度汚染時に備えて、観測および緊急時発令、広報体制の充実をはかり、発生源に対する汚染物質の抑制措置をより一層強化する。

(6) 環境整備対策の推進

本計画にそって、土地利用の純化と遮断緑地の建設、都市の再開発における地域冷暖房施設の導入、住工分離による住居地域の市街地整備を目的に小規模企業の業種別集団化など環境整備対策を推し進める。

(7) 関係機関との連携い協調

本計画を円滑に推進するため、国をはじめ府、隣接都市の行政機関は勿論、その他の関係機関とも連携いをはかり、協力を要請する。

4 クリーンウォータープラン（水質汚濁防止対策）

…………… 抜 粹

（昭和48年3月）

は じ め に

大阪は古来「水の都」と親しまれ、一方「商都大阪」として繁栄してきたが、これは大阪が大河川の河口部デルタ地帯にあり流速もゆるやかで舟を大量運搬手段としてその運行を利用してきたからである。しかしながら、戦後の経済の急速な成長による汚濁流入量の激増は、このような穏やかな流れと、河口部の海水の逆流による河川水の停滞とあいまって、水質汚染問題の緊急な解決を必要とするに至った。また、地理的にみて大阪市は各河川の最下流部に位置するため、大阪市域内の汚濁負荷を上まわる上流部汚濁負荷流入の影響を受けることとなり、大阪市単独の対策のみでは水質の環境基準達成が困難であり、上流における抜本的水質対策を得てはじめて目標に到達するという問題を含んでいる。

本対策目標は、第1には下水道整備及び工場排水規制を根幹とする水質の改善と、第2には浮遊じん芥・油等の除去、河川周辺の景観整備を主とした河川的环境改善をはかろうとするものである。

すでに大阪市が昭和15年から下水道を建設し、その結果現在、市内から発生する汚濁負荷量の50%近くを削減済みであり、さらに本計画によってその削減率90%以上を目標とする。さらに、上流地域においても本計画に合わせて流域下水道等の整備を促進し、汚濁負荷量の90%以上を早期に削減するよう対策を要請しようとするものである。また、市内の河川は、その大部分が府知事管理である点を考慮し、特に大阪府に対し協調を求めつつ本計画の目標達成を期することとする。

なお、昭和46年5月「大阪地域に係る公害防止計画策定の基本方針」が示され、昭和47年12月19日その計画書が国によって承認されたが、本対策の推進にあたっては、その「大阪地域公害防止計画」と十分調和を図るものとする。

河川別汚濁状況と削減計画

河川流域毎に人口・工場数・事業場数・出荷額等の原単位から算出した汚濁状況の推移とその削減計画は次のとおりである。

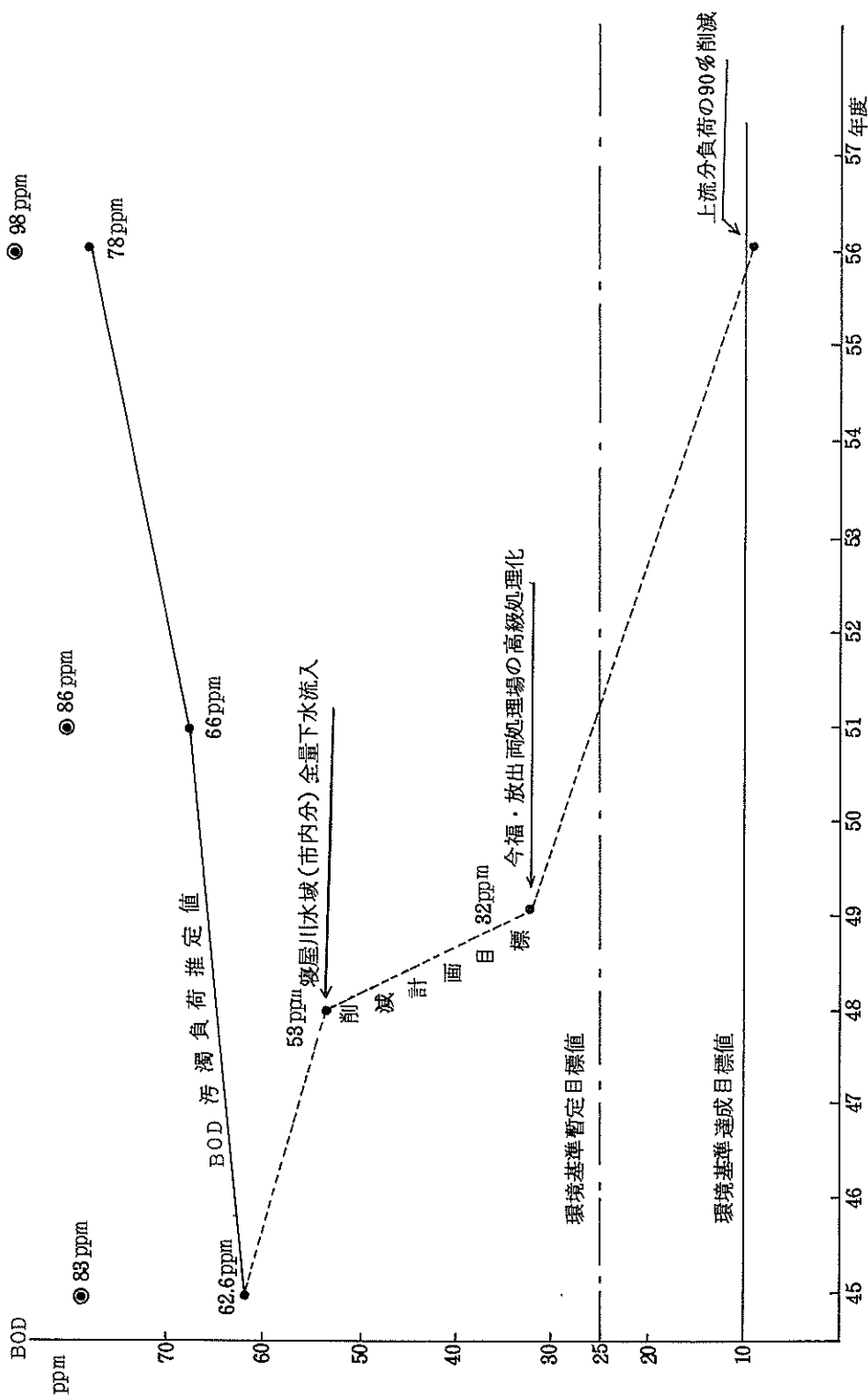
河川名	昭和45年度	昭和51年度		対策	備考
	汚濁状況	汚濁推定値	削減計画		
	BOD値	BOD値	BOD値(期待値)		
寝屋川 (京橋)	ppm 62.6	ppm 65.5	ppm 32	(1) 寝屋川水域(市域内)の、全排水下水道流入 (2) 今福・放出両処理場の高級処理化	上流分負荷の90%削減により環境基準(10ppm)を達成
平野川 (城見橋)	60.4	73	40 (注)	(1) 下水道平野処理分区の整備 (2) 第二寝屋川の水質改善	(注) 第二寝屋川からの逆流水の推定値全量下水流入とすれば平野川の固有水量はなくなり、第二寝屋川の逆流水のみとなる
第二寝屋川 (鴨野橋)	67.3	76	39	(1) 下水道平野処理分区の整備 (2) 放出処理場の高級化	
平野川分水路 (天王田大橋)	115	161	45.4	(1) 下水道平野処理分区の整備 (2) 放出処理場の高級化	
土佐堀川 (天神橋左岸)	33.0	34.3	19.1	(1) 寝屋川水域(市域内)の下水道網整備 (2) 今福・放出両処理場の高級処理化	寝屋川の影響が大きく寝屋川の対策に依存する

(注) 51年度汚濁推定値は、45年度以降に対策が進まなかった場合の推定値を示す。

河川名	昭和 45年度	昭和51年度		対 策	備 考
	汚濁状況	汚濁 推定値	削減計画		
	BOD値	BOD値	BOD値		
道頓堀川 東横堀川 (大黒橋)	ppm 35.8	ppm 37.1	ppm 20.7	(1) 寝屋川水域(市域内)の下水道網整備 (2) 今福・放出両処理場の高級処理化 (3) 下水道溢流水対策	寝屋川の影響が大きく寝屋川の対策に依存する
安治川 尻無川 木津川	23.2	24.5	11.4	(1) 全排水の下水道流入 (2) 市岡・千島・津守各処理場の高級化 (3) 寝屋川(市内分)の汚濁軽減	上流からの流入比が不明確なため三川を一つの河川として算定した
神崎川 (辰巳橋～ 千島大橋)	28.1	21.9	15.4	(1) 全排水の下水道流入 (2) 大野・十八条両処理場の高級処理化	大阪市の対策では環境基準(10ppm)適合し得ない。 54ppmについては上流部で削減する必要がある。
淀川(下流Ⅰ) (鳥飼大橋)	3.6	3.6	3.6	大阪市内からの汚濁負荷はなし 上流府県市および国へ上流の改善を要請	
淀川(下流Ⅱ) (伝法大橋)	3.6	3.6	3.6	すでに環境基準に適合しているため、これ以上汚濁が進行せぬよう上流府県市へ要請	
大 川 (毛馬橋)	4.1	4.1	4.1	すでに環境基準に適合しているが、これを維持するためには、毛馬洗堰における淀川からの維持用水70m ³ /日の確保が必要	
堂 島 川 (天神橋右岸)	5.0	5.2	5.2	すでに環境基準適合	大川の影響が大部分であるが、一部寝屋川の影響もあり、寝屋川の環境基準達成時には、類型(C)に変更を検討

河川名	昭和45年度	昭和51年度		対策	備考
	汚濁状況	汚濁推定値	削減計画		
	BOD値	BOD値	BOD値		
正蓮寺川 (北港大橋)	ppm 13.7	ppm 20.8	ppm 5.5	(1) 河川放流工場排水の下水道流入 (2) 海老江の一部および此花処理場の高級処理化 (3) 淀川下流からの維持用水 2.2m ³ /秒の確保	
住吉川 (住之江大橋)	32.3	37.0	21.8	(1) 全排水の下水道流入 (2) 環境基準(10ppm)に適合するには住吉処理場の三次処理および大和川からの維持水の導入等の対策が必要	
大和川 (堺市水道旧取水点)	25.2	21.1	21.1	(1) 大阪市内の汚濁負荷は0.1t/日で主として畜舎排水であり、その対策(集団化・流域下水道流入等)が必要 (2) 上流分負荷の削減(78%)により環境基準(5ppm)に適合	

図1 寝屋川水質環境基準達成計画（京橋）



● 大阪市内下水処理による負荷の削減がない場合の推定値

本事業の総括

必要な対策	効果(目的)	大阪市実施対策		要望事項		検討事項
		可否	実施機関	要望先	内容	
下水道整備 下水道管渠整備 処理の高級化	BOD等水質改善 例 寝屋川(京橋でBOD 62→32 ppm)	可	下水道局			下水三次処理計画 雨水対策
工場事業場等 排水規制強化	全規制項目の排出量 削減 排出量の削減	可	下水道局 環境保健局			未規制項目対策 総量規制
水面清掃 塵芥フェンス 設置 清掃船配備 塵芥処分	水面の美観保持 河川・港湾環境 保全	一部可	土木局 環境事業局 港湾局	大阪府	上流での塵芥 除去 管理河川の措置	高能率フェンス 開発計画 府知事管理河川 については協議 が必要 その処分と運搬
浚 渫	流水状況改善 底質による水質 悪化防止	一部可	港湾局 土木局	大阪府	府知事管理河 川についてを 要請	
維持用水対策	流水確保・溶存 酸素供給	否		国	最低現状水量 できれば増量	寝屋川 13m ³ /秒→20m ³ /秒 大 川 70 " →70 " 神崎川 10 " →20 " 正蓮寺川 22 " →22 " 住吉川 05 " →05 ~1 "
河川改修 河岸整備(遊歩 道整備)	美観保持・洪水 対策 美観保持・その 他環境改善	一部可	土木局	大阪府		景観道路、緑陰 歩道整備
周辺用水路対策	美観保持・下水 道整備促進	可	土木局・下 水道局・経 済局			地区農家と協議 して実施

必要な対策	効果(目的)	大阪市実施対策		要望内容		検討事項
		可否	実施期間	要望先	内容	
監視体制確立 河川監視定点 拡大 モニタリングステーション拡充	工場排水規制 河川水質常時監視	可	環境保健局			分析体制の強化
河川・港湾浄化運動の推進	塵芥等不法投棄防止、監視 河川愛護精神高揚 情報網整備	可	総務局 環境事業局 土木局 港湾局 環境保健局			関係行政機関 民間団体
技術開発	各種対策を容易にする 排水処理の簡略化	一部可	各局 部	国	防止技術考案等	塵芥フェンスの開発 オゾン法による エアレーション 浄化研究 汚水バイパスの研究
産業廃棄物 処理体制確立	不法投棄防止 排水処理設備設置促進	一部可	環境保健局	国 大阪府	体制の早期完備	公的処理施設 用地確保
零細工場集約化 (処理の共同化)	排水処理の完全化 (特に有害物質の排出防止)	一部可	総合計画局 経済局	国 大阪府	用地確保 造成	適当な用地確保 選定
流域下水道整備	BOD等上流水質改善 例 寝屋川(京橋で32→ 10ppm) 51年度	否		大阪府	流域下水道整備促進 (できれば51年度完成)	

5 大阪市廃棄物処理計画 …………… 抜 粋

(昭和51年3月)

第 1 章 総 説

1. 処理計画作成の趣旨及び目的

本市における廃棄物処理に関する基本姿勢と方針を明らかにし、長期的視野から産業廃棄物については具体的な実施計画を策定すると同時に一般廃棄物についても資源化・再生利用を指向した検討案を提起し、あわせて、本市生活環境の保全を図るものとする。

2. 対 象 期 間

本処理計画の期間は、昭和50年度を初年度とし、昭和58年度を目標年度とする9カ年計画とする。また、計画の実効性を期するため、中間目標年度を昭和54年度とする。ただし、一般廃棄物については、当面昭和55年度を可燃性ごみの全量焼却達成の目標年度とする。

なお、廃棄物処理の実情は、技術的にも社会的にも流動性を有していることにより、本計画は必要に応じ、みなおしを行うものとする。

3. 対 象 地 域

原則として、大阪市内とし、大阪市が市域外は設ける都市施設のある地域を含むものとする。

4. 対象廃棄物の範囲

処理計画対象廃棄物は、表1-1に示すとおり法で定められている19種類の産業廃棄物及び一般廃棄物並びに最終処分にかかる陸上土砂、しゅんせつ土砂を含めるものとする。

5. 他の諸計画との関係

本計画は、関連する他の諸計画と十分調整を図り、整合性を保持するものとする。

表 1 - 1 処理計画対象廃棄物の種類

産 業 廃 棄 物	1	燃 え が ら	
	2	汚 で い	
	3	廃 油	
	4	廃 酸	
	5	廃 アルカリ	
	6	廃プラスチック類	
	7	紙 く ず	・パルプ、紙又は紙加工品製造業・新聞業・出版業・製本業 印刷物加工業に係るものに限る。
	8	木 く ず	・木材又は木製品の製造業・パルプ製造業・輸入木材卸売業 に係るものに限る。
	9	織 維 く ず	・繊維工業に係るものに限る。
	10	動植物性残さ	・食料品、医薬品又は香料製造業において原料として使用し た動物又は植物に係る固形状の不要物
	11	ゴ ム く ず	
	12	金 属 く ず	
	13	ガ ラ ス く ず	
	14	鋳 さ い	
	15	建 設 廃 材	・工作物の除去に伴って生じたコンクリート破片、その他 これに類する不要物
	16	動物のふん尿	・畜産農業に係るものに限る。
	17	動物の死体	・畜産農業に係るものに限る。
	18	ダ ス ト 類	・ばい煙発生施設において発生するばいじん、集じん装置 において集められたもの。
		上記廃棄物を処分するために処理したもので、これらに該当しないもの。	
一般廃棄物			
そ の 他		陸上土砂、しゅんせつ土砂	

第 2 章 廃棄物排出の現状と将来推計

2-1 現 状

1. 昭和 49 年度排出の現状

(1) 総 排 出 量

昭和 49 年度における市域から排出される全廃棄物の量は、表 2-1 のとおり年間 1,735 万トンである。このうちわけは、産業廃棄物として都市施設を除く第 1 次～第 3 次産業及び公益事業から排出されるものは、623 万トン、上・下水道施設等都市施設から排出される産業廃棄物量が 40 万トン、あわせて 663 万トン（38.2%）を占める。なお、法律上は廃棄物ではないが、陸上土砂は建設事業から別に 630 万トンが、港湾、河川事業等から、しゅんせつ土砂が 316 万トン排出されており、これらの土砂類が総量の 54.5% を占める。さらに一般廃棄物がこのほかに 125 万トン排出されている。

(2) 種類別排出量

処理計画の対象とする廃棄物の種類別排出量は、表 2-1 に示すとおりで、陸上土砂が 630 万トンと全体の 36.3% を占め最も多く、次いでしゅんせつ土砂が 316 万トン（18.2%）、産業廃棄物の汚でいが 178 万トン（10.3%）、建設廃材 173 万トン（10.0%）、鉱さい 108 万トン（6.2%）と続いている。

なお、製造業と上・下水道の汚でいのように、排水源で含水率や排出量を把握することが困難なものについては、脱水施設等から排出されたときの状態（含水率のより低い状態）で捕えている。

(3) 業種別排出量

表 2-1 に示すように、業種別の排出量は陸上土砂、しゅんせつ土砂等公共事業を主体とする土木・建設事業からの廃棄物が 946 万トンと一番多く、総排出量の 54.5% を占めており、産業廃棄物では製造業から 365 万トン（21.0%）、次いで建設廃材等を主体として建設業から 246 万トン（14.2%）の順になっている。

なお、都市施設からの産業廃棄物（上・下水道汚でい）は 40 万トン排出されており、この量は、下水処理の高級化、脱水等中間処理施設の増設に伴い今後増大が見込まれる。

また、一般廃棄物も生活水準の向上、経済の成長発展に伴い年々増加の傾向にあり、昭和 49 年度の実績で 125 万トン（平均日量 4,160 トン）排出されている。

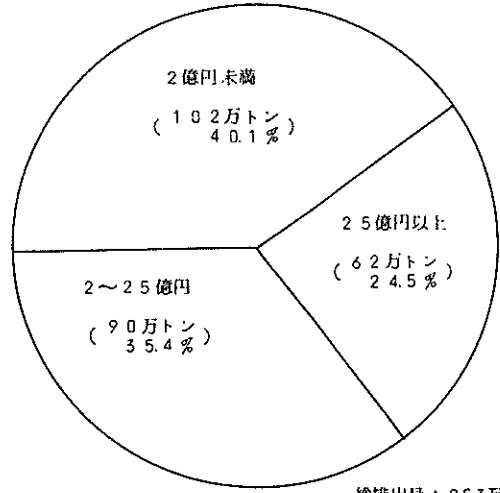
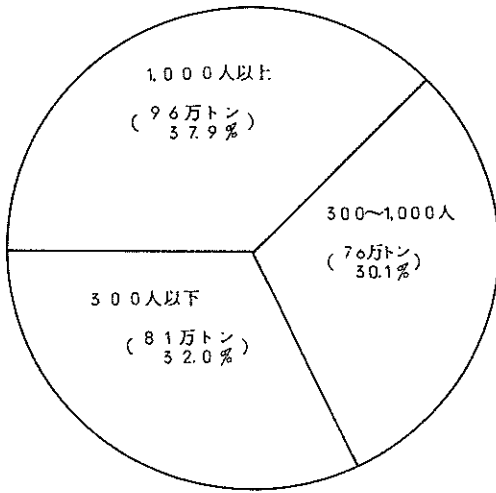
(4) 製造業における規模別排出量

製造業における規模別排出量及び比率は、昭和 46 年度の実態調査結果からみると図 2-1 のとおりであり、調査総排出実数 253 万トンのうち 68% を従業員 300 人以上の事業所、59.9% を資本金 2 億円以上の事業所で占めている。

図 2 - 1 製造業における規模別排出量（昭和 4 6 年度）

従業員階層別排出量

資本金階層別排出量



総排出量：253万トン

表2-1 昭和49年度廃棄物種類別・業種別排出量推計

単位：千t/年

廃棄物の種類 排出業種	産 業														廃 棄 物					合 計						
	7		8	9	3	6	10	11	4	5	2	1	12	13	14	15	18	16	17		計					
	紙くず	木くず	繊維くず	廃油	廃プラスチック	廃プラスチック	動物残さ	ゴムくず	廃酸	廃アルカリ	汚でい	燃えか	金属くず	ガラスくず	錠さい	建設廃材	ダスト類	動物の尿	動物の死体							
第一次産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	-	-	48					
第二次産業	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	906	-	3	-	-	1,553	-	-	-	-	2,463	6,298	-	-	8,761	
第三次産業・公益事業	67	200	4	45	48	6	3	652	503	460	29	213	101	104	1,082	171	71	-	-	3,655	-	-	-	3,655		
計	67	200	4	63	51	6	10	652	503	1,374	29	236	104	104	1,082	1,725	73	48	-	6,228	6,298	-	-	12,526		
都市施設	-	-	-	0	-	-	0	-	-	404	-	1	0	-	-	-	-	-	-	-	405	-	-	3,162	1,252	4,819
合 計	67	200	4	64	51	6	10	652	503	1,778	29	237	104	104	1,082	1,725	73	48	-	6,633	6,298	3,162	1,252	17,345		

(注) 数値計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

表 2 - 2 昭和 4 9 年度

項 目 廃棄物の種類		産 業 廃											
		7	8	9	3	6	10	11	4	5	2	1	
		紙くず	木くず	繊維くず	廃油	廃プラスチック類	動物残	植性さ	ゴムくず	廃酸	廃アルカリ	注2 汚でい 注3	燃えがら
A	排出総量 (B+C)	67	200	4	64	51	6	10	652	503	1,754 (25)	29	
B	再生利用量 (A-C)	49	70	2	29	10	4	5	117	5	136 (18)	1	
C	要処理量 (D+H)	17	130	2	34	41	2	6	534	498	1,617 (6)	28	
D	中間処理量 (E+F)	13	114	0	34	3	1	1	534	498	78 (2)	-	
E	事業者・処理業者・中間処理量	4	108	0	34	1	1	0	534	498	0 (2)	-	
F	公共中間処理量	9	6	0	-	1	0	1	-	-	78 (0)	-	
G	中間処理残さ量	1	6	0	0	0	0	0	注4 〔27〕	[0]	28 (3)	-	
H	直接最終処分量 (C-D)	4	16	2	-	39	1	5	-	-	1,539 (4)	28	
I	最終処分必要量 (G+H)=(J+K+L)	5	22	2	0	39	1	5	-	-	1,567 (7)	28	
J	埋立	事業者・処理業者	1	10	0	0	10	0	2	-	-	761 (4)	24
K		公共	4	12	1	-	29	1	4	-	-	806 (0)	4
L	海洋投入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	注5 0 (3)	-	

注 1 数値計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

注 2 汚でい、ダスト類の()は、有害物質を含む廃棄物量であり、外数である。

注 3 汚でいの含水率は、上水道汚でい 50%、下水道汚でい 70%で脱水処理後の含水率で算定。その他の汚でいは、8.5%で換算し算定している。

種 類 別 ・ 処 理 処 分 状 況

単 位 : 千 t / 年

棄 物								陸 上 土 砂	し の ん せ つ 土 砂	一 般 廃 棄 物	(注6) 合 計
12	13	14	15	18	16	17	(注1) 計				
金 属 く ず	ガ ラ ス く ず	鋳 さい	建 設 廃 材	(注2) タ ス ト 類	動 物 の ふ ん 尿	動 物 の 死 体					
236	105	1,082	1,725	61 (12)	48	-	6,633	6,298	3,162	1,252	17,345 Net <17,318>
222	15	574	-	2 (0)	10	-	1,271	-	-	-	1,271
14	90	508	1,725	59 (12)	38	-	5,363	6,298	3,162	1,252	16,075
2	12	379	-	18 (2)	0	-	1,692	-	-	1,002	2,694
2	12	379	-	18 (2)	-	-	1,595	-	-	-	1,596
-	-	-	-	-	0	-	96	-	-	1,002	1,098
2	12	379	-	18 (2)	0	-	451	-	-	333	784
12	78	129	1,725	41 (10)	37	-	3,671	6,298	3,162	250	13,381
14	90	508	1,725	59 (12)	37	-	4,122	6,298	3,162	583	14,165
7	27	152	882	45 (12)	-	-	1,938	3,181	-	-	5,119
7	63	356	843	14 (0)	-	-	2,144	3,117	3,162	583	9,006
-	-	-	-	-	河川放流 [37]	-	[37] (3)	-	-	-	[37] (3)

注4 廃酸、廃アルカリの中間処理残さ(中和処理汚でい含水率85%)は、汚でいに算入、中間処理残さ量の横合計には含まず。

注5 数値(3)は、有害汚でいのコンクリート固型化量である。

注6 Net 合計は、廃酸・廃アルカリの中和処理後汚でい量を除く。

2-2 将来推計

表 2-3 昭和 58 年産業廃棄物排出量推計・業種別

(単位: ton)

		49年 総排出量(A)	58年 総排出量(B)	(B)/(A)	推 定 方 法		
産 業 廃 棄 物	農 業	畜産農業	48,090	47,590	1.0	経済局推計・昭 54.以降横這	
	建 設 業	建築事業	1,413,510	1,940,490	1.4	建築着工床面積(昭 36~47 最小自乘法)	
		土木事業	1,049,250	1,049,250	1.0	実質公共工事費(昭 49以降横這)	
	製 造 業		3,654,510	4,330,460	1.2	工業出荷額伸び率年3.1%の1/2を採用(昭43~48の調査実績から)	
	卸売・小売業・運輸・通信・サービス業		55,630	79,740	1.4	(卸売小売業、運輸通信) 施設当り廃棄物量 昭 36~47 (金融・保険等) 面積当り廃棄物(サービス業) 量 昭 36~47	
	電気・ガス業		6,520	6,520	1.0	関電・大阪ガス推計値(昭・49以降横這)	
	小 計		6,227,510	7,454,050	1.2		
	都 市 施 設	上 水 道	水道	25,900	117,900	4.6	関係部局の推計数値を採用
			下水道	378,400	671,300	1.8	"
		環 境 事 業		60	60	1.0	"
交 通		1,140	1,200	1.1	"		
消 防		0	0	1.0	"		
小 計		405,500	790,460	1.9			
計		6,633,010	8,244,510	1.3			
そ の 他 (土 砂)	建設事業		2,206,030	2,885,960	1.3	建築着工床面積	
	土木事業		4,091,670	4,091,670	1.0	実質公共工事費	
	港 しゅんせつ	湾	3,120,000	2,328,000	0.7	港湾局推計	
	河 しゅんせつ	川	42,000	42,000	1.0	土木局推計	
	小 計		9,459,700	9,347,630	1.0		
一 般 廃 棄 物		1,252,228	1,978,100	1.58	環境事業局推計		
合 計		17,344,938	19,570,240	1.13			

表 2-4 廃棄物年度別排出量推計

(業種：全業種)

単位：千t/年

廃棄物の種類	産													業													廃													棄													物													陸上土砂	しゅんせつ土砂	一般廃棄物	合計																																																																																																																																																																																																			
	7			8			9			5			6			10			11			4			5			2			1			12			13			14			15			18			16			17																																																																																																																																																																																																																				
	紙くず	木くず	不	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	くず	計																																																																																																																																																																																																																										
4 9	67	200	4	64	51	6	10	652	503	1,779	29	236	105	1,082	1,725	75	48	-	6,633	6,298	3,162	1,252	17,345	4 9	70	208	4	67	53	6	10	684	517	1,884	30	246	109	1,056	1,768	76	48	-	6,813	6,377	3,782	1,418	18,390	5 0	72	216	4	69	55	6	11	710	530	1,989	31	256	114	990	1,812	79	48	-	6,992	6,455	5,272	1,492	20,211	5 1	75	225	4	72	57	7	11	738	544	2,095	31	265	118	944	1,855	82	48	-	7,172	6,534	4,442	1,557	19,705	5 2	77	233	4	74	59	7	12	767	557	2,200	32	275	123	898	1,899	85	48	-	7,351	6,612	6,252	1,625	21,820	5 3	80	241	4	77	61	7	12	796	571	2,305	33	285	127	852	1,942	88	48	-	7,531	6,691	4,494	1,693	20,409	5 4	83	249	4	80	63	7	12	825	585	2,365	34	295	132	852	1,982	91	48	-	7,710	6,763	3,602	1,762	19,837	5 5	86	258	4	83	65	7	13	855	600	2,424	35	305	136	852	2,023	94	48	-	7,888	6,835	3,592	1,852	20,147	5 6	89	266	5	86	67	7	14	884	614	2,484	36	315	141	852	2,063	97	48	-	8,067	6,906	2,372	1,904	19,249	5 7	92	274	5	89	69	7	14	913	628	2,543	37	326	144	852	2,103	101	48	-	8,245	6,978	2,370	1,978	19,571	5 8	790	2,370	42	760	600	67	120	7,825	5,650	22,065	330	2,805	1,250	1,210	19,175	865	480	-	74,400	66,450	39,520	16,513	196,683	合 計

(注) 数値計は四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

第 3 章 目 標

3 - 1. 一般廃棄物

1. 基本方針

今後予想されるごみの量的増大、質的多様化傾向に対応して、ごみの減量化、資源化、無害化などをすすめ、ごみの無秩序な排出を抑制する。排出されたごみは、計画的に収集し、可燃性ごみは 100 % 焼却するなど衛生的かつ効率的収集処理体制を整備する。

2. 具体的目標

(1) 収集・輸送体制の整備

近年の廃棄物の著しい量的増大と質的多様化の状況下において収集・輸送体制の近代化と整備に努める一方、物質循環サイクルの中でいかに適正（量的・質的）に排出させ、それらをどのようにうまく処理体系にのせるかという方向を明確にして、物を生産する業界、輸送・販売する流通業界及び消費する家庭等に対して行政の立場から積極的な接触を図って完全な処理体系の確立を目指す。

(2) ごみ焼却工場の建設

ごみの中間処理方法としては、焼却、脱水、破砕、圧縮（プレス）等があり、可燃性ごみについては処理技術の現状からみて、相当の期間は全量焼却が最も有効かつ望ましい。このため、可燃性ごみについては昭和 55 年度を目標に全量焼却を達成する。

(3) 埋立処分地の確保

廃棄物の最終処分は埋立によらざるを得ない。そのため、広大な埋立処分地の確保は欠かせない。又、将来的には、内陸部に埋立処分地を確保することは不可能なので、大阪港域沿いの適地の確保に努める。

(4) ごみの規制と減量化

日常定型的に行われる廃棄物の収集・運搬・処分では適正に処理することが困難であり、これを放置すると市民の健康・生活環境の保全に支障を生ずる廃棄物を特に「処理不適物」と指定し、事業者処理責任の原則に基づいて「物」ごとの回収ルートを各業界との覚書を通じて確立する。一方、法令による規制（廃棄物処理法の改正、条例による）を強化する。

また、各家庭等の排出の段階で分別分離性がよく、市場価値のある廃棄物を指定し、回収業者を指導育成して回収ルートの開発をすすめる一方、市況の変動に左右されやすい回収業者に対する助成策を国に対して要望していく。

(5) 美化運動・環境整備事業の推進

“対話のあるコミュニティづくり”の一環として門前清掃運動、公園・道路・河川など公共施設をよごさない運動などの“きれいな町づくり運動”をすすめる。

また、河川清掃については常設の浮遊ごみ機械収集施設を整備し、道路清掃については道路清掃車による機械作業を拡充する。さらに、不法投棄の防止と除去作業の推進、空地管理者に

対する管理責任の徹底化などを強力に行う。

3 - 2 産 業 廃 棄 物

1. 基 本 方 針

排出事業者による産業廃棄物の自己処理責任の原則にもとづき、排出者は産業廃棄物の減量化、資源化、無害化をすすめ、要最終処分量を極力排出源で抑制する。特に廃棄物は単に捨てるものではなく資源であるとの新しい視点からその資源化・再生利用を積極的に推進する。

このため、排出事業者に対する規制、指導体制を強化するとともに再生利用技術、中間処理技術の開発に努力するなど、処理体制をととのえる。

上記の基本方針を貫くため、産業廃棄物排出事業者（以下「事業者」という）、産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という）、財団法人大阪産業廃棄物処理公社（以下「公社」という）及び大阪市の役割は次のとおりとする。

図 3-1 事業者・処理業者の役割

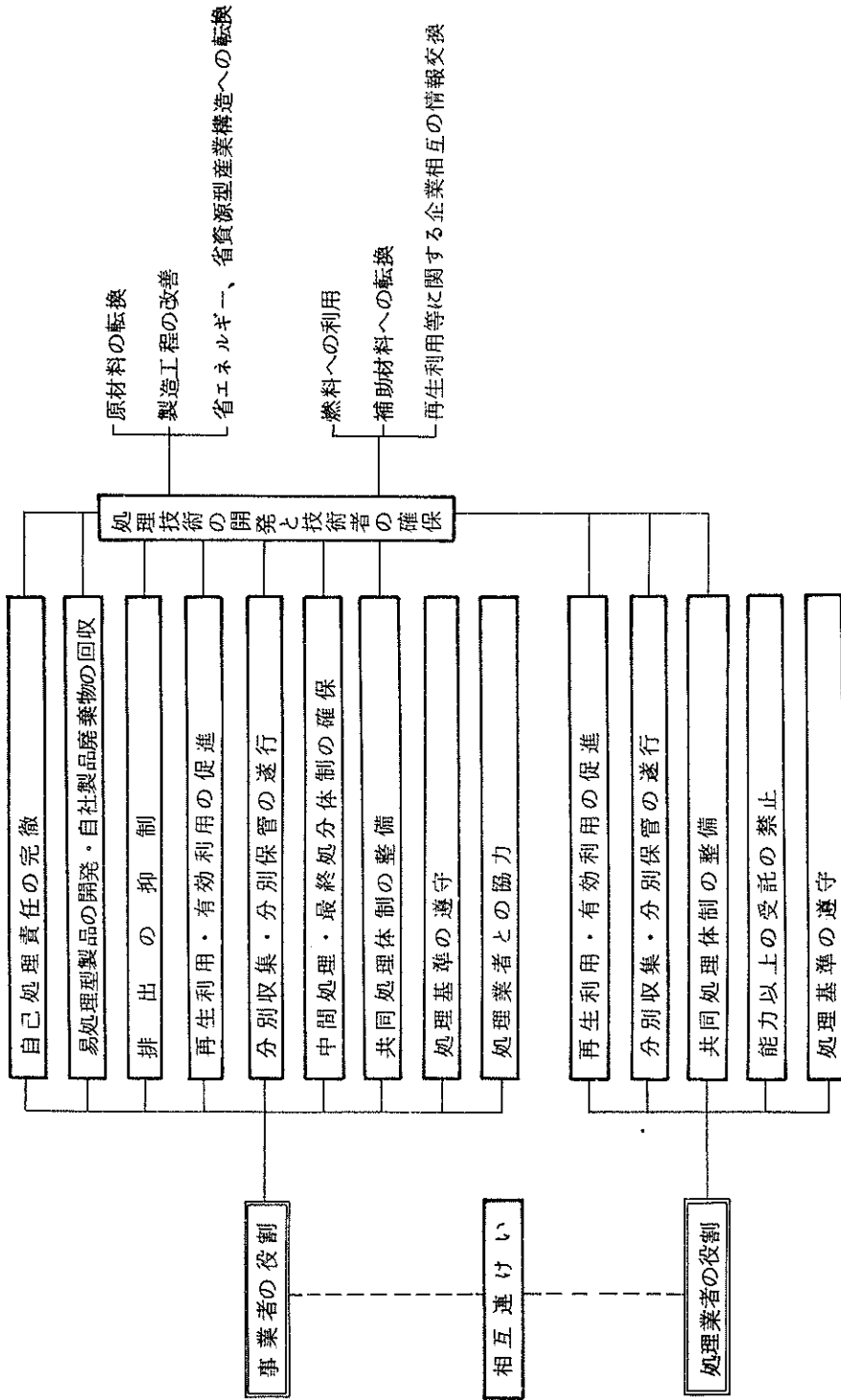
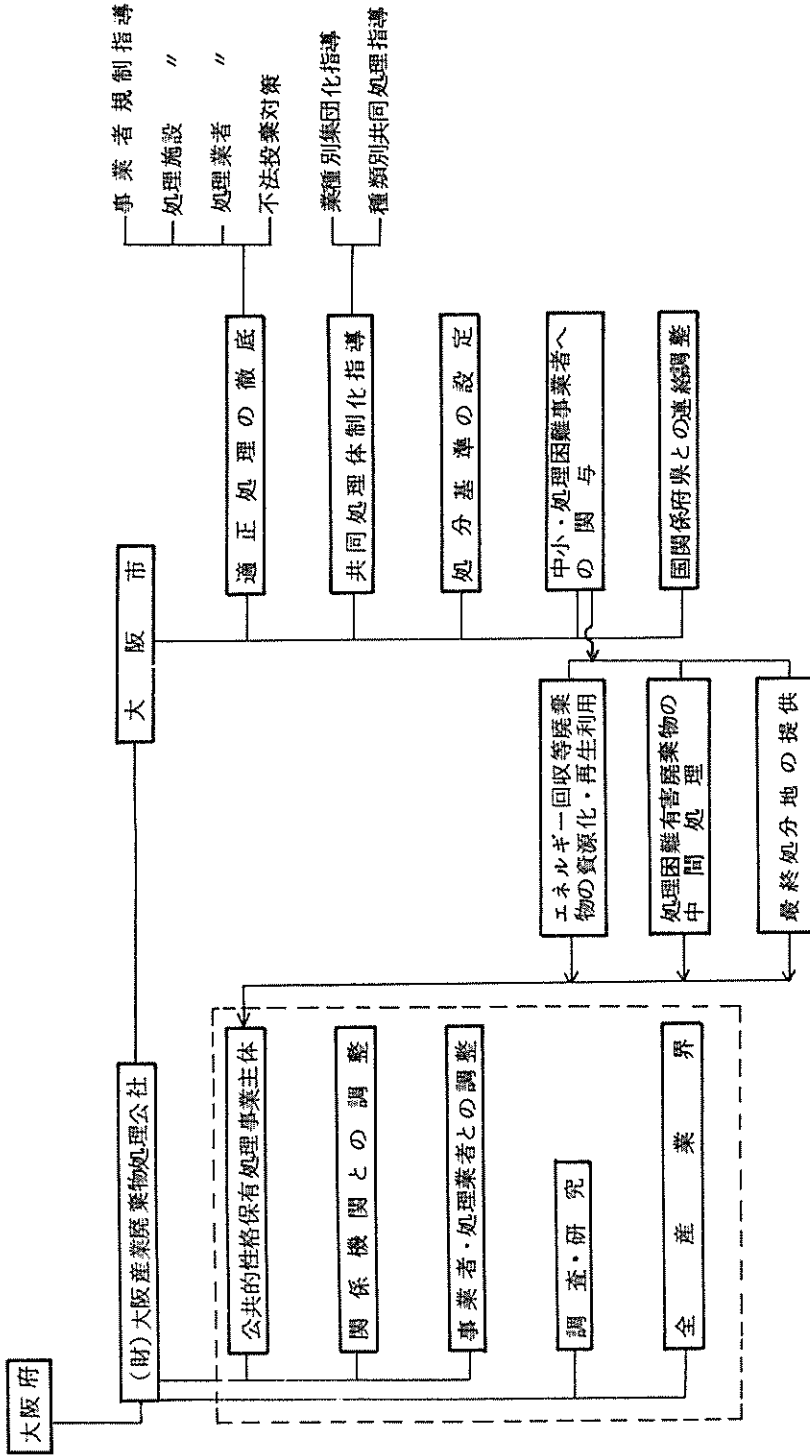


図 3 - 2 大阪市及び（財）大阪産業廃棄物処理公社の役割



2. 具体的目標

(1) 廃棄物の資源化・再生利用並びに中間処理の目標

表3-1の数値は、産業廃棄物の種類別に、昭和54年度、58年度における再生利用並びに中間処理の目標をそれぞれ実現すべき達成率（その年度における排出量に対する再生利用並びに中間処理量の割合）で示したものであり、この具体的目標を達成するため、事業者等の規制指導を強化していく。

表3-1 廃棄物の資源化・再生利用ならびに中間処理の目標（種類別）

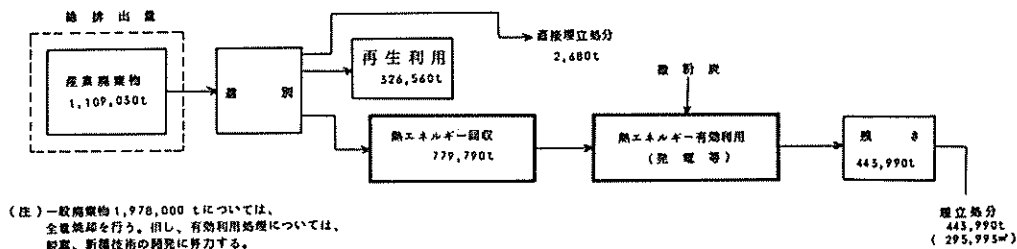
産業廃棄物の種類	再生利用率（％）			資源化・再生利用	中間処理率（％）			中間処理		
	49年度	54年度	58年度		49年度	54年度	58年度			
紙 く ず	74	80	80	故紙・パルプの原料化 分別保管、分別排出	20	20	20	54年度から全量焼却又は 熱分解してエネルギー回収		
木 く ず	35	40	40	分別保管、分別排出 ファイバーボード原料、オガライト バーク肥料	57	60	60	同 上		
織 維 く ず	45	50	50	故繊維原料、分別保管 分別排出	12	50	50	同 上		
廃 油	45	60	60	燃料化、再生潤滑油、 廃溶剤の回収、電気事業 は100％自社焼却	55	40	40	油水分離、分離油は再生利 用又は焼却 油水分離後の汚では焼却		
廃 プラスチック類	20	45	70	再生プラスチック用 エネルギー回収	5	20	29	焼 却		
動植物性残さ	70	70	70	飼料、肥料	0.4	1	1	破碎（熱硬化性樹脂のみ）		
ゴ ム く ず	43	47	50	再生ゴム用	10	20	30	焼 却		
廃 酸	18	26	26	54年から第2廃酸処理セ ンター	7	22	50	54年度以降の焼却は熱分 解してエネルギー回収		
廃 アルカリ	1	1	1	中和剤として使用	81	74	74	中 和		
汚 で い	製 造 業	有 害	75	75	75	重金属の回収、二次製品と して再生利用	7	25	25	コンクリート固型化等無害 化处理
		無 害	31	52	52	鈎物廃砂再生利用	-	3.4	3.1	焼 却
	電 気 ガ ス 業	無 害	32	32	32	製造副原料	68	68	68	焼 却
		建 設 業	無 害	-	-	-	-	4.5	8.2	共同処理施設で中間処理 （脱水）（ベントナイト）
燃 え が ら	3	4	5	路盤材、有用金属の回収	-	-	-			
金 属 く ず	94	96	99	製鋼原料（電気ガス業は 100％）	-	-	-			
ガ ラ ス く ず	14	16	20	ガラス原料	12	10	20	破 碎		
鋳 さ い	53	56	60	路盤材、有用金属の回収	35	35	35	破 碎		
建 設 廃 材	-	-	-	-	-	-	-	〔必要に応じ破碎〕		
ダ ス ト 類	有 害	-	-	-	〔有害金属の回収〕	17	100	100	不溶化处理、無害化处理	
	無 害	4	4	4	精錬原料	27	15	15	造 粒	
動 物 の ふ ん 尿	22	40	40	肥料、飼料	1	60	60	脱水、焼却		
動 物 の 死 体	-	-	-	-	-	-	-			
都 市 施 設 汚 水	下水道	無 害	-	-	〔土木用骨材〕	-	56	100	脱水乾燥後焼却してエネル ギー回収	
	上水道	無 害	-	-	-	-	-	-	〔そのまま埋立てる〕	
陸 上 土 砂 しゅんせつ土砂	-	-	-	-	-	-	-	〔海面埋立〕		

注〔 〕は今後考えられる再生利用等の方法

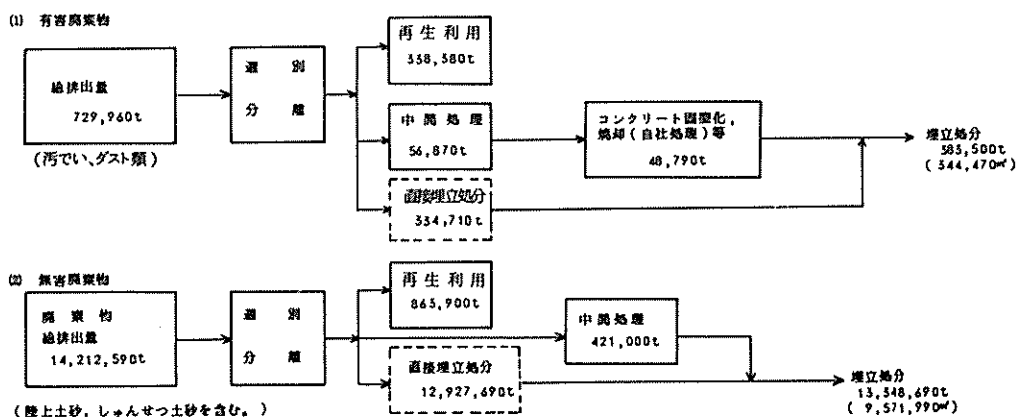
昭和58年度の廃棄物総排出量（推計）は、1,957.1万トンであり、そのうち、廃酸、廃アルカリ、一般廃棄物を除く1,605.2万トンについて、資源化・再生利用システムによる有効利用を、可燃性廃棄物（110.9万トン）と、不燃性廃棄物（1,494.3万トン）に分けて、それぞれ検討したのが図3-3である。

図3-3 廃棄物資源化・再生利用システム導入による総合処理の目標
(昭和58年度)

a 可燃性廃棄物の有効利用



b 不燃性廃棄物の再生利用



(2) 最終処分の目標

ア 北港地区廃棄物埋立処分地における埋立処分

本市において、廃棄物の最終処分地として確保している北港地区廃棄物埋立処分地（北港北地区及び南地区）へ昭和58年度までに次のとおり最終処分を実施するものとする。

- A 産業廃棄物（都市施設廃棄物（上・下水道汚でい）、本市公共事業に伴う建設廃材、陸上土砂を除く）…………… 1,200万トン
- B 都市施設廃棄物（上・下水道汚でい及び本市公共事業に伴う建設廃材・陸上土砂）…………… 3,857万トン
- C しゅんせつ土砂（港湾及び河川しゅんせつ土砂）…………… 3,890万トン

イ その他の埋立処分

北港地区廃棄物埋立処分地で受入量をこえる分については、事業者、処理業者自身で最終処分地を確保させるほか、他の公域公共処分地をあてるように努める。

ウ 海洋投入処分

海洋投入は、原則として行わないものとする。

3-3 廃棄物総合処理システム構想

資源の涵濁が現実の問題となってきた現在、省資源、省エネルギーは、時代の急務であり、廃棄物の処理においてもエネルギー回収を含め資源化・再生利用を積極的に追求しなければならない。

可燃性廃棄物の潜在熱エネルギー回収に関しては、個別に行うよりは、総合化して回収した方がより効率的であり、又、大気汚染負荷も軽減できる。

近年、各種の廃棄物処理技術の開発が広範に行われているが、現時点で考えられる処理及び輸送の各要素技術を採用して可燃性産業廃棄物及び一般廃棄物を有機的に結合させた総合処理システムのモデルの一つを示したのが図3-4である。

第 4 章 実 施 計 画

4 - 1 当面実施すべき施策

1. 一般廃棄物

(1) 収集・運搬

ア 収集・輸送体制の整備（表 4 - 1）

市民サービスの向上と衛生的処理をめざし、作業の効率を高めて定日に即日処理する体制を確立する。

イ 新規収集・輸送方式の導入

最近の交通輻輳による収集の困難性・中高層住宅対策として更にごみの増量にも容易に対処できる機械化収集システム（ごみ空気輸送方式）を導入する。

ウ 中高層住宅対策

中高層住宅のダストシュートの設置基準について国の法的規制を強く要請する。法的規制が行われるまでは、本市の定める設置基準に合致したものを認める方向で積極的に行政指導を進める。

(2) 中間処理

ア 可燃性ごみの全量焼却体制の推進（表 4 - 2）

全量焼却達成を昭和 55 年度目標に遂次新鋭焼却場を建設する。

明らかに資源として利用できる物質・公害発生の恐れの高い物質（適正処理困難物の取り扱い）及び処理施設の運転上支障の生ずる物質等は極力リサイクルにおける方策の早期確立を国に対し要望していく。

イ 余熱利用の促進

資源エネルギー対策及び付近住民への還元対策として余熱利用を積極的に図っていく。

(3) 最終処分

ア 埋立処分地の設定（表 4 - 3）

可燃物の全量焼却体制に伴なう焼却残さいの増加及び臨時・非常時に排出されるごみの受入れにも対処できる広大な埋立処分地を確保する。このため、必要な中継施設あるいは搬入専用道路を増設又は建設する。

(4) 適正処理困難物の規制及び減量対策の推進

ア 適正処理困難物の規制

本市が行う通常の処理方式では、適正に処理することが困難なため市民の健康、生活環境の保全に支障を生ずる廃棄物、いわゆる適正処理困難物、たとえば、プラスチック製品、家庭電化製品（特に P・C・B・製品）、自動車・オートバイ、ピアノ、空カン・空ビン、タイヤ等については、焼却工場や処分地への搬入の規制や回収ルートの確立、事業者による処理体制の整備等を検討する。

イ 減量対策

各家庭等の排出段階で分別分離性が良く、市場価値のある廃棄物、たとえば新聞紙、雑誌、繊維くず、ガラス等については、排出段階から回収業者へのルートのご指導育成、回収の品目整理のご指導等により、減量化対策を推進する。

表4-1 ごみ収集計画

(単位: t/日)

区分		年度	50	55	60	備考
一般ごみ	各戸収集		1,865	2,135	2,865	
	業者収集		2,155	2,780	3,405	
	一般持込		300	300	300	
	小計		4,320	5,395	6,570	
環境整備	道路清掃		120	140	155	
	水面清掃		35	35	35	
	臨時排出		20	20	20	
	不法投棄		110	110	110	
	街頭ごみ容器		5	5	5	
	小計		290	315	325	
粗大ごみ	粗大ごみ収集		85	125	150	
計			4,695	5,835	7,045	

表4-2 焼却処分計画

(単位: トン/日)

区分		年度	50	55	60	備考
処理日量			4,695	5,835	7,035	
可燃物	焼却		4,455	5,570	6,770	
	プレス		3,190	5,630 (5,445)	6,750 (6,620)	
	埋立		420	125	145	
	不燃物		845	-	5	
	プレス		240	260	275	
	埋立		-	20	-	
埋立日量			240	240	275	
埋立日量			2,250	1,660	1,960	
八尾市分(八尾工場)	可燃物		845	-	5	
	不燃物		240	240	275	
	プレス		420	145	145	
	焼却残さい		745	1,275	1,535	
八尾市分(八尾工場)			200	350	450	

表 4 - 3 埋立処分計画

区 分		年 度			備 考
		5 0	5 5	6 0	
日 量 (単 位 t)	可 燃 物	845	—	5	
	不 燃 物	240	240	275	
	プ レ ス 石	420	145	145	
	焼 却 残 さ い	745	1,275	1,535	
	合 計	2,250	1,660	1,960	

2. 産 業 廃 棄 物

(1) 事業者、処理業者に対する規制指導

ア 事業者に対する規制指導

㏍ 年度別指導計画

- ・ 排出者処理責任の原則にのった適正処理の実施
- ・ 製造工程の改善等による産業廃棄物の排出の抑制
- ・ 原材料の転換等による易処理製品の開発

このような考え方について、表 4 - 4 の内容で重点地区を対象に計画的に規制、指導を実施する。

表 4 - 4 事業者規制指導計画

昭和年度	重点対象業種及び対象数	規制指導の内容	
		規制	指導
49	製造業(全業種)電気・ガス業(資本金5,000万以上、従業員20人以上)4,000カ所	1 法規制遵守説明会等 2 報告徴収 3 立人検査(208ヶ所)	1 中間処理 木くず：共同処理施設 焼却 油泥：”
50	製造業(資本金5,000万以上、従業員20人以上の一部) 建設業、卸売・小売業、運輸、通信・サービス業、金融保険・不動産業 4,800カ所	1 法規制遵守説明会等 2 報告徴収 3 立人検査(200ヶ所)	1 資源化・再生利用 (1) 有害汚でい：分別排出山元還元 2 中間処理 (1) 油泥：共同処理施設油水分離焼却
51	製造業(金属製品、化学、鉄鋼、窯業土石) 1,400カ所 建設業	1 報告徴収 2 立人検査	1 資源化・再生利用 (1) 汚でい：重金属の回収、二次製品として再生利用 ：鋳物廃砂再生利用 (2) ダスト：精錬原料 (3) 廃酸：第2廃酸処理センター(54年完成目標) 2 中間処理 (1) 汚でい：コンクリート固型化及び焼却 (2) ダスト：無害化处理 (3) 建設業汚でい：共同処理施設 脱水

昭和年度	重点対象業種	規制指導の内容	
		規制	指導
52	製造業 (パルプ、紙、ゴム、出版印刷、非鉄金属、輸送用機械、繊維) 畜産農業 1,200カ所	1 報告徴収 2 立入検査	1 資源化・再生利用 (1) 廃プラスチック類：焼却エネルギー一回収 (2) 動植物性残さ：飼料・肥料 (3) ゴムくず：再生ゴム用 (4) 動物のふん尿：飼料・肥料 2 中間処理 (1) 廃プラスチック類：破砕(熱硬化性樹脂のみ) (2) 動植物性残さ：焼却 (3) ゴムくず：焼却 (4) 動物のふん尿：脱水、焼却
53			

(4) 事業者による共同処理の指導(表4-5)

事業者が、個別に処理できない廃棄物については、企業の協業化、集約化を図り、必要な資金面、技術面での援助を行う。

表4-5 事業者による共同処理事業

施設	内容	対象廃棄物	処理方法	処理能力
廃材のオガライト化施設		オガくず	圧縮固化による燃料製造	未定
廃材の焼却施設		廃木材	焼却	60 t/d
建設汚での脱水施設		建設汚でい	脱水	400 m ³ /d
分離油での焼却施設		分離油でい	油水分離・焼却	30 t/d
廃酸処理施設		廃硫酸・廃塩酸 廃混酸	再生・中和	300 t/d
ゴムタイヤ等の破砕施設		廃タイヤ 廃プラスチック	破砕	100 t/d

イ 産業廃棄物処理業者に対する規制指導

産業廃棄物処理業者に対しては、無許可業者の根絶、同業者の集団化、許可条件の完備等を目的として、規制指導を行う。

(2) 不法投棄対策

前記ア及びイによる規制指導により、不法投棄の未然防止を図る。不法投棄があった場合には、原因者責任を第1義に、また、不法投棄された用地等の管理者責任を第2義として、所要の対策を行う。

(3) 北港処分地への廃棄物の埋立処分に伴う環境汚染の監視

排出事業者から北港処分地までの産業廃棄物の搬入プロセスに対する監視の方法を定める(表4-6)とともに、埋立てに伴う処分地内及び周辺への二次環境汚染の具体的な監視体制を定めることにより、北港処分地での廃棄物の埋立処分に伴う環境汚染の防止に万全を期する。

なお、埋立処分地内の水質検査の結果、異常値が認められた場合には、当該異常値にかかる廃棄物の搬入を停止し、発生源の追跡調査を行い、可能な応急対策を実施する。

表 4 - 6 排出事業者から中継基地までの受入監視の方法

監視対象	監視主体	監視項目及び監視内容		備考
		項目	内容	
排出事業者	大阪市 環境保健局	分別保管理 無害化処理 廃棄物の分析検査	保管施設の立入検査(1回/年) 処理状況の立入検査(1回/年) ア・検査採取立合い イ・分析項目 (有害物質)Hg Cd Pb Cr ⁶⁺ O-P AS CN PCB (その他)含水率(汚でい)、ダスト類)、熱灼減量、油分、発色度、発泡性、還元性物質含有の有無 ウ・検査機関(財)産業公害防止センター等 エ・分析結果の保存並びに市への報告	検体分析の頻度(特定工場) 50t/月まで 1回/年 51t~150t/月 2回/年 151t~500t/月 3回/年 500t/月以上 4回/年 (注) 値とのからみで増減するところがある。
収集・運搬業者	環境保健局	収集・運搬に伴う二次公害防止	設備、器材等許可条件の立入検査 (1回/年)	
(財)大阪産業廃棄物処理公社 (中継基地)	環境保健局	船積みに伴う二次公害防止	ア・廃棄物の飛散防止 イ・騒音、振動、悪臭、粉じん等公害防止措置	
	(財)大阪産業廃棄物処理公社	廃棄物の受入チェック (廃棄物の量、質)	ア・外観(種類) イ・搭載の有無 ウ・契約内容との差異の有無(サンプルとの対比) エ・採取検査の実施	受入チェックコードによりチェックの迅速、正確化を図る。 契約内容と差がある場合、搬入停止等の措置をとる。

(4) 大阪市の行う産業廃棄物の処理

ア 中間処理事業

主として中小零細企業から排出される適正処理困難な産業廃棄物の適正処分を補完するために次の事業を財団法人大阪産業廃棄物処理公社を主たる事業主体として実施する（表4-7）。

㊦ 有害物質含有汚でい固化施設の建設及び運営

金属製品製造業等から排出される有害汚でいをコンクリート固化化により無害化する施設の建設及び運営

㊧ 有害物質含有ダスト等の無害化施設の建設及び運営

表4-7 公共関与による中間処理事業

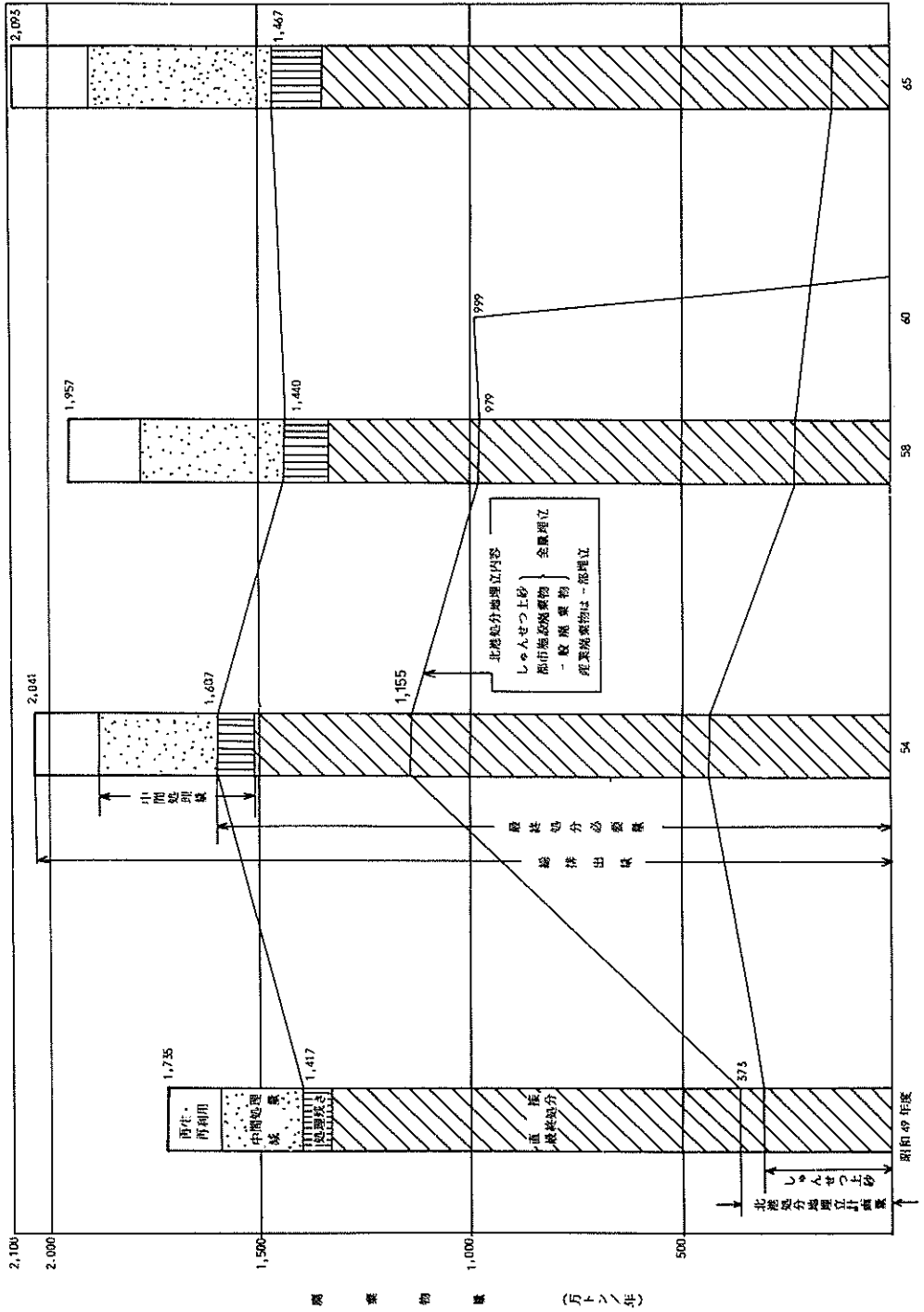
年度	内容	施設の種 類	対象とする廃 棄 物	規模・能力 (t/d)	必要資金 (億円)	必要用地 (㎡)
昭和50～ 51年		汚でい固化施設	有害汚でい	20 t/d × 2	6.9	3,000
昭和51年		ダスト等無害化施設	有害ダスト等	20 t/d × 2	8.1	3,000
計		—	—	80	15.0	6,000

イ 最終処分事業（図4-1）

北港地区産業廃棄物埋立処分地における告示産業廃棄物および民間産業廃棄物の埋立処分事業

最終処分地を確保できない事業者を対象として、本市の定める受入基準に基づいて受入に余力のある範囲内で、最終処分可能な産業廃棄物を受入れる。このため、北港地区の廃棄物処分地造成事業の推進、必要中継基地数カ所の確保に努める。

図 4-1 廃棄物の処理・処分計画（全廃棄物）



第 5 章 今後の問題点

産業廃棄物処理の成否は、廃棄物排出の抑制、適正処理技術の開発と採用、適正な最終処分地の確保のいかんにかかっているといても過言でなく、この意味で次の施策を展開することが必要である。

- (1) クリーン・エアー・プラン、クリーン・ウォーター・プランなど環境汚染防止計画には、産業廃棄物の処分に伴う汚染量を算入する必要がある。
- (2) 環境保全の見地から、合理的な土地利用を考慮し、長期的視野・広域的視野から最終処分地の選定、確保、跡地利用計画を国・府県の段階で、積極的に推進すること。
- (3) 省資源、省エネルギー、脱公害の立場から廃棄物排出量の抑制、減量化及び資源化・再生利用の施策を広域的視野から実施すること。
- (4) 廃棄物の排出抑制、適正処理の立場から都市構造の転換を含めた都市計画の見直しを検討すること。
- (5) 上記を推進するために必要な、諸法制の見直し及び諸制度の設置、改正を行うこと。
- (6) 各事業の実施にあたっては、地域住民の理解と協力が最も必要であり、このため、全市的な啓蒙運動を行うこと。

6 大阪市公害対策審議会に対する 諮問及び同審議会の答申と意見

昭和40年～昭和50年

40. 2. 22	諮問	大気汚染の環境基準について
40. 12. 8	答申	各汚染物質に関する環境管理基準を提案
44. 7. 24	諮問	大気汚染に係る当面の施策について
44. 10. 24	答申	ビル暖房の規制について
44. 12. 18	//	健康被害の救済に関する大阪市の方向づけ
46. 8. 14	意見聴取	クリーンエアプランの実施について
46. 12. 17	意見	
47. 8. 18	諮問	1) 悪臭防止法の施行に伴う地域指定、規制基準の設定について
48. 7. 23	答申	2) 窒素酸化物に関する大阪市の防止対策の方向づけについて
48. 3. 2	意見聴取	クリーンウォータープランの実施について
48. 7. 23	意見	
49. 10. 12	意見聴取	クリーンエアプラン '73に基づく主要発生源削減計画について
50. 2. 21	意見	
49. 11. 20	意見聴取	公害健康被害補償法にもとづく地域指定について
//	意見	

大環保第 3393 号
昭和50年2月21日

大阪市公害対策審議会

会 長 梶 原 三 郎 殿

大阪市長 大 島 靖

北港処分地における廃棄物の埋立処分にかかる
環境汚染防止対策について（意見聴取）

現在、廃棄物の埋立処分を行っている此花区地先海面埋立地—北港処分地—における環境汚染防止対策及びその監視体制並びに昭和50年度から新たに最終処分を予定している廃棄物の受入基準について、貴審議会の意見を求めます。

（意見）

昭和50年4月21日

大阪市長職務代理者

大阪市助役 福山 真三郎 殿

大阪市公害対策審議会

会 長 梶 原 三 郎

北港処分地における廃棄物の埋立処分にか
かかる環境汚染防止対策について（意見）

昭和50年2月21日付大環保第3393号をもって意見聴取のあった北港処分地における廃棄物の埋立処分にかかる環境汚染防止対策について、本審議会において技術的専門の立場から慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得たので意見を申しのべます。

北港処分地における廃棄物の埋立処分にか
かかる環境汚染防止対策について（意見）（抄）

はじめに（略）

第1. 北港処分地における廃棄物受入の基本姿勢

1. 北港処分地は、大阪市に残された貴重な廃棄物埋立処分地であり、各排出者から安易に、かつ

無制限に廃棄物を引受けるといった姿勢であってはならない。

2. 排出者は、自己処理責任を原則として、資源化・再生利用を推進するとともに、廃棄物の中間処理によっても、最終処分量を排出源で抑制することが肝要である。

これを徹底するためには、排出者に対する規制指導を強化する体制を整える必要がある。

また、排出者も再生利用技術、中間処理技術の開発に努力するべきである。

3. 以上により、どうしても自己で最終処分ができないものについて、十分な監視体制のもとに受入を認可する姿勢でのぞむべきである。

同時に、処分に要した経費等は事業者責任にもとづき、排出者が負担するのが適当である。

第2. 受入基準の内容

北港処分地は、大阪市が公有水面埋立法第2条の免許を受けて、昭和47年から廃棄物の処分場所として造成しているところであり、海洋汚染防止法の一般海面埋立基準により、一定の前処理をすれば、廃棄物の埋立ができる場所であるが、とくに市独自の立場から跡地の利用等を考慮して、1区と2, 3区とに埋立地を区分し、受入物を区別して、それぞれ独自の受入基準を設けたことは適当であると考えらる。

即ち、受入基準として、跡地利用の計画、廃棄物の有害性、物性、収集運搬と埋立に関する作業性に着目し、上のせ及び横のせ基準を採用しており、埋立にともなう二次汚染を防ぐ意味で積極性のある受入基準の体系と思われる。(以下略)

第3. 廃棄物の埋立処分に伴う環境汚染監視体制の内容

1. 廃棄物の受入監視

北港処分地に廃棄物を受入れるに際し、この廃棄物が受入れ基準に適合したものであるかどうか、とくに有害性の有無について、中継基地又は揚陸地点で判断し是正措置をとらしめることは極めて困難である。

この意味で、チェックシステムが提示されたが、なお一層受入基準の適合性が担保されるよう次の諸点にとくに留意されたい。

- (1) 事業者、収集・運搬業者に対する受入基準遵守方の監視指導
- (2) 民間分析機関の指導
- (3) 中継基地における監視の強化
- (4) 中継作業に伴う二次公害の防止

2. 北港処分地周辺海域への環境汚染の監視体制

提示された資料によれば、すでに昭和49年1月から関係局協議のうえ、組織的に、一般廃棄物、下水汚い等の埋立処分に伴う水環境への影響調査を行っており、当該調査成績によれば、現在まで、とくに問題のある結果は出ていない。産業廃棄物等の埋立処分計画にともない新しい監視体制等の検討を行なった結果、測定的位置、分析項目及び頻度については、適当であると認められるが、今後、次の点に留意されたい。

- (1) 余水吐周辺の水質汚染の監視
- (2) 水質検査で異常値が出た場合の措置
- (3) 護岸の水密性についての監視

付 記

北港処分地埋立事業は、海面の周囲に護岸を築造し、その中へ、区域別に、一定基準により無害化、安定化した廃棄物を計画的に管理受入れする方式をとっており、わが国でも初の試みである。埋立に伴う環境への長年月にわたる影響に関しては、現在の科学技術をもってしても解明し得ない分野が多い。

そこで、この事業をひとつのフルスケールの実験としてとらえ、今後、全国の参考となるよう、次の諸点を検討し、データの蓄積を行ってゆくよう希望する。

1. 処分地における廃棄物埋立記録の作成
2. 埋立処分の自然環境へのかゝり方の長期的視点からの調査
3. 台風等災害時の対策

お わ り に

大阪市北港処分地の廃棄物等の埋立期間は、極めて短期間である。

大阪市内に残された貴重なこの処分地の余命を延ばすためには、廃棄物の再生利用技術や減量化技術の開発が進められなければならない。

しかし、減量の程度にもおのずから限界があることを忘れてはならない。

大阪市が北港処分地を廃棄物の処理空間として確保し、そこへ環境をできるだけ阻害しない形態で管理受入に踏切ったことは是認できるが、今後、国レベルで大規模な最終処分地の確保と、環境サイクルの拡大を図り、広域的な観点に立った廃棄物処理の体制を確立させ、わが国の環境保全を推進することを希望するものである。

(諮 問)

大 環 保 第 2 2 2 2 号

昭 和 5 0 年 1 0 月 1 7 日

大阪府公害対策審議会

会 長 梶 原 三 郎 殿

大 阪 市 長 大 島 靖

大 阪 市 廃 棄 物 処 理 計 画 に つ い て (諮 問)

本市では、廃棄物処理に関する基本方針を明らかにするため、総合的、長期的展望に立って、市独自の廃棄物処理計画案を作成しましたので、専門的、技術的立場からのご意見をいただきたく、貴審議会に諮問します。

(答 申)

昭 和 5 1 年 3 月 6 日

大 阪 市 長 大 島 靖 殿

大阪府公害対策審議会

会 長 梶 原 三 郎

大 阪 市 廃 棄 物 処 理 計 画 に つ い て (答 申)

昭和50年10月17日付大環保第2222号をもって諮問のあった大阪市廃棄物処理計画(案)について、技術的、専門的立場から慎重に審議を行った結果、下記の付帯意見を添えて別紙のとおり結論を得たので答申します。

記

- 1 北港処分地の埋立については、既定計画にかかわらず廃棄物対策の立場から再検討を行うこと。
- 2 昭和60年度以降の最終処分地計画については、その確保について国に対し強く要望するとともに、大阪市としてもみずから、または、近隣府県市との協同を含め積極的に取り組むこと。
- 3 廃棄物総合処理システムの技術的専門機関の設置については、実際に十分機能しうる組織とすること。

(別紙)

はじめに

わが国経済の高度成長と都市化の進展は、大阪市においても市民所得水準の上昇や、生活の向上をもたらしたが、反面、公害の激増、自然環境の破壊、廃棄物問題の深刻化等のマイナスの現象が顕著となってきた。これに対しては、昭和40年代後半から行政上各種の環境施策が多角的に講じられ、大気汚染、水質汚濁に関しては、その防止体制の整備に伴って漸次改善されてきており、現在では、一部汚染の減少と環境基準の達成の可能性がみられるようになってきた。

しかしながら、事業活動の結果排出される産業廃棄物はますます増加するのみならず、水質系、大気系の汚染防止施設から排出される汚でい、ダスト類等の廃棄物も公害防止の進捗とともに年々増加している。また、消費生活の高度化、流通の複雑化により、一般廃棄物の発生量も増大し、その処理の困難性が目立ってきた。

そもそも廃棄物は、いったんその処理をあやまると、環境保全上極めて重大な影響を及ぼすものである。今後国、府、市の行政はもとより、市民が一体となって真剣に取り組まなければならない昭和50年代の最重要課題のひとつである。このような時期に、大阪市が廃棄物全体を対象とした処理計画案を策定したことは、まことに時宜を得たものといえる。

本計画案の基本的な姿勢は、あくまでも生活環境を保全することを最終の目的とするものである。そのためには、廃棄物を「資源」としてとらえ、できる限りこれを「生産―流通―消費」という経済系の中において有効に資源化・再生利用をはかるとともに、最終的に経済系から自然環境系へ排出される廃棄物を適正に処理、処分することによって、これを自然サイクルに乗せることがこの目的を実現する手段であるということを忘れてはならない。

計画の実施にあたっては、当然のことながら地域住民の十分な理解とコンセンサスを得ることが必要である。

さらに、計画を推進するために必要な施策で国の協力を必要とするものについては、早急に国に対し実施をせまることが肝要である。

最後に、この計画の実施により、大阪における環境の保全が達成されるとともに、新しい都市構造都市生活への移行が行われることを切望するものである。

1. 計画案の基本的な考え方について

(1) 廃棄物全体を対象とする処理計画作成の必要性

大阪市はわが国で最も高密度な大都市であり、産業経済の中核機能を受持ち、旺盛な産業活動と消費活動が行われている。市内で排出される廃棄物の量はぼう大で、質的に多様であり、いったんこの処理を誤ると都市機能がまひするおそれが生ずる。

これに対して「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、一般廃棄物については市町村の固有事務として市町村自体の処理計画の作成が義務づけられている(同法第6条 市町村の処理)が、産業廃棄物について、処理計画の作成は都道府県知事の義務となっている(同法第11条

処理計画)。しかし、大阪府下における大阪市の占める比重がきわめて大きいことの認識と、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物とを問わずその処理は行政上、総合的に行う必要があるという観点から、廃棄物全体について処理の基本的な考え方を明らかにし、総合的、長期的展望に立って、廃棄物の資源化・再生利用を指向した独自の計画案を作成している。この基本的考え方は、きわめてユニークであり、かつ妥当である。

(2) 廃棄物処理の基本理念

ア 生活系、産業系に係わりなく「廃棄物はごみである」という概念から脱却して、生体活動としての都市活動のなかにおける代謝物として廃棄物をとらえることが必要である。換言すると、廃棄物の流れを都市活動における静脈としてとらえることが必要である。次に代謝物としての廃棄物（以下「広義の廃棄物」という。）は、ガス状廃棄物、液状廃棄物、固形状廃棄物に分類できる。したがって広義の廃棄物対策の基本は、

(i) ガス状廃棄物は清浄にして大気中へ戻すこと（大気組成への還元）

(ii) 液状廃棄物は汚濁物質を固定除去し、環境水域へ戻すこと（自然水域組成への還元）

(iii) 固形状廃棄物（(i),(ii)の対策を講じた結果生ずる汚でい、ダスト類等一部の泥状・液状廃棄物を含む。以下単に「廃棄物」という。）は、無害化、安定化して土じょうへ返すこと（土じょう組成への還元）である。これら広義の廃棄物対策は現行法では、(i)は大気汚染防止対策、(ii)は水質汚濁防止対策、(iii)は廃棄物処理対策として位置づけられている。

ところが、廃棄物処理対策を(iii)に限定せず広義の廃棄物処理対策を指向している点が計画案の特色である。

イ 廃棄物は最終的には、埋立等の処分を行うことになるが、その際、これを安全に土じょう化することが必要である。しかしながら、最終処分地については厳しい制約があるので極力埋立等の負荷の軽減を図らなければならない。それには、資源化・再生利用による減量化が肝要である。

ウ さらに、廃棄物の資源化・再生利用は廃棄物の減量化の観点だけでなく、廃棄物を「単に捨てるもの」という考え方を改め「循環させるべきもの」であり、また「資源である」との観点からこれを位置づけるべきである。計画案がこのような観点から総合的な廃棄物処理体系を提示していることは、積極的な姿勢として高く評価されるべきである。

エ したがって本計画は、大部分の資源を輸入しているわが国経済の外国依存度を低下させることにつながるとともに、環境汚染負荷を軽減させ、かつまた確保の困難な廃棄物最終処分地の延命を図ることになり、本計画の実施によってもたらされる社会的・経済的便益は、大きなものが期待できる。

オ いうまでもなく、資源化・再生利用に関しては、経済性（コスト面）を考慮したうえで実施すべきであることは当然であるが、直接的に資源化・再生利用に必要なコストだけでなく、これを実施しない場合の社会的コストも衡量して総合的な費用便益分析を行う必要がある。もちろん、このような施策は大阪市のみで十全を期しうるものではないので、国レベルでの具体的な施策の推進が必要である。

カ 極力資源化・再生利用を行ったうえでどうしても処理しなければならない廃棄物について、市独自の上のせ処理基準を設け、かつ、埋立処分地周辺海域の水質監視を含め計画的・組織的な受入体制をとっているのは、全国初の試みとして評価することができる。

2. 廃棄物排出の現状と将来推計について

(1) 排出量をは握する段階

泥状・液状廃棄物は、「排出源でとらえる」か、あるいは「工場から出るところでとらえる」かにより、また、脱水、乾燥、中和、油水分離等処理形態の相異によっても重量、容量が大幅に異なる。また、排出事業者が廃棄物の量をプラントの段階でとらえる場合、プラントの処理技術等の相異によって整合的なは握が困難である。そのため現在、各地方公共団体での排出量の統計数字に混乱がみられる状況である。

計画案では、「工場から出るところ」でとらえている。この考え方は排出事業者ごとの排出量を適確かつ整合的には握できるものであり、妥当なものと考えられる。

(2) 推計方法（原単位）について

計画案は産業廃棄物排出量を推計する基礎として、「業種別工業出荷額あたりの排出量」を原単位として採用している。

この方法は現在、各地方公共団体で普遍的に行われている方法であり、廃棄物排出量をマクロに推計するには適切な方法であるが、たとえば有害物質含有廃棄物の中間処理施設を建設するためのデータとして産業廃棄物排出量を調査するような場合には、「原材料使用量あたりまたは生産量あたりの排出量」を原単位として採用することが望ましいと考えられるので、これを検討する必要がある。

(3) 将来推計について

計画案に示された産業廃棄物の将来推計は、昭和46年の実態調査をもとにしているが、昭和48年の石油危機以来の経済変動、景気の落込みを考慮し、伸び率を低下させて推計したことは妥当である。しかし、今後の社会・経済の変動、技術革新によりこの数字も変動する可能性もっているので、必要に応じて（3年に1回程度）排出事業者の実態調査を行い、排出量、処理量の正確なは握に努め、実施計画へフィードバックさせることが必要である。

3. 廃棄物処理対策の問題点

(1) 陸上土砂等の取扱い

計画案によると、廃棄物の排出総量は、昭和49年度から昭和58年度までの10年間に約1億9,700万トンというばう大な量に達し、再生利用、中間処理を行ってもなお1億5,500万トンが最終処分を必要とする。このうち、公私の建設事業から排出される陸上土砂、しゅんせつ土砂の占める割合は68%と大きい。これら土砂類の中には、廃棄物というよりも恰好な埋立材料として利用できるものもある。

特に陸上土砂については、内陸の盛土、整地へ誘導する施策を展開し、公共処分地受入量の減

量化によりその耐用期間の延伸を図る必要がある。

(2) 資源化・再生利用

ア 廃棄物の資源化・再生利用は、計画案の基本理念である。

現在、「捨てるもの」としてしか扱われていない廃棄物のなかには、技術的・経済的諸問題の解決により資源化・再生利用が可能となるものがあるし、また、生産技術の改善に対する指導助成を強化することにより目的が達成できることに留意し、これをさらに推進する必要がある。

イ 一方、廃棄物の「資源化・再生利用」を目的とする行為と「中間処理」との区別に係る行政上の規制・指導に関し、現行法体系では、混乱が生じていることも否めない事実である。これを解決するには、「再生資源化法」等の新しい法制化を国に対し働きかける必要がある。

(3) 廃棄物データバンクについて

「廃棄物は資源である」との観点から、A社では「廃棄物」であっても、B社では「原材料」として有効に活用できる場合がある。現実有害物質を含む汚でい等の廃棄物を山元へ還元して金属製錬資源としたり、A社の廃アルカリをB社の廃酸中和に用いるなど具体化されている例がある。

このように排出される廃棄物の質・量と、引取りを希望する廃棄物の内容をセンターに登録し、各企業の廃棄物に関する情報交換を行えるデータバンクは、既に西独で実施されている。広域的にこのような情報交換システムを検討することが望ましい。

(4) 最終処分地の確保

昭和49年度から昭和58年度までの廃棄物全体の推定要最終処分量は、約1億1,000万 m^3 である。一方、想定できる北港処分地の埋立可能容量は、8,500万 m^3 であり、これは、計画期間中においても、2,500万 m^3 の廃棄物が北港処分地からはみ出すことを意味する。したがって、市に残された唯一のこの処分地の耐用期間をできうる限り延伸するためには、極力廃棄物の再生利用や減量化を進めなければならない。

しかし、減量の程度にもおのずから限界があることから、今後国レベルでの大規模な最終処分地の確保について総合対策を要望する必要がある。しかし、市独自でも最終処分空間の確保に最大限の努力を払うことを忘れてはならない。

4. 廃棄物処理対策の問題点

(1) 一般廃棄物について

ア 計画案では、ごみの排出の抑制、減量化について国の施策の改善を求めているが、単に国への要望のみにとどまらず、市としても積極的にこれを推進する必要がある。

すなわち、「各家庭等での排出の段階で分別・分離性が良く市場価値のある廃棄物」について国の施策と財政援助を求めてゆくことは重要であるが、単にそれを待つのではなく、市の施策として積極的に関与することも必要である。これは、とりもなおさず「廃棄物は資源である」との観点から資源化・再生利用を図ろうとする立場と合致するものと考えられる。

イ 新規収集、輸送方式の導入については、特に都市再開発計画と連動させ、空気輸送方式を合理的に採用していくことは妥当と考えられる。

また、長期的観点から、各戸収集、輸送の負担を軽減させ衛生的な処理が行えるよう地域単位の内陸中継基地の設置やコンテナ輸送方式等の導入を検討することが望まれる。

ウ 中高層住宅の廃棄物収集対策として、建築基準法等による法的規制が実施されるまでの過渡的対策が計画案に示されているが、一部の既設のダストシュートは、そこで収集を行う職員にとって作業が困難であるばかりでなく、作業中の危険が伴うこと、また保管中の腐敗の進行等季節によっては必ずしも衛生的でないなどの実態にかんがみ、法的規制はなくとも解決すべき問題があることを明らかにし、将来は、欠陥の多いダストシュートは廃止するというところも含め、改善方法を検討することが必要である。

(2) 産業廃棄物について

ア 市の役割として「小規模事業者に対する公共関与」により、資源化・再生利用を促進することが重要である。これの具体的な対策は、排出の抑制、規制だけではなく、製造工程の転換と改善を含む技術指導、経営指導及び助成策があいまってこそはじめて実効性をもつことができると考えられる。このため市の行政部局が一体となって積極的かつ総合的に対策を進めて行く必要がある。

イ 特に有害産業廃棄物の処理については、基本的には、廃棄物から有害物質（重金属等）を取り除き、しかもこれを有用物質に転換するという姿勢で技術開発を促進する必要がある。それができないものについては、公共関与による処理を含め、無害化、安定化などの適正処理を行うという方針を明確にすべきである。

ウ 市民への情報の公開は、廃棄物の資源化・再生利用を含め処理対策の円滑な推進をはかるうえでぜひ必要なものである。

一般廃棄物については身近な問題としての関心と認識の度合いが高いが、産業廃棄物については必ずしも認識が高いとはいいがたく、産業廃棄物の種類、処理処分、行政の対処のしかた、公共関与の必要性等を広報し、廃棄物の対策の重要性を市民に理解してもらうと同時に、処理事業推進への協力を求めていく必要がある。

5. 廃棄物総合処理システム構想について

(1) 本構想は広義の廃棄物を全体としてとらえ、可能な限りの資源化・再生利用を含め環境保全に万全を期するための総合処理システムであり、このモデルを計画案に提示したことは、高く評価されるべきである。

(2) 本構想の検討に関し次の諸点に留意する必要がある。

(i) 早急に技術的専門機関を設置して技術面、社会・経済面、環境対策面での調査・検討を開始すること。

(ii) 特にテクノロジーアセスメント及び環境影響評価に留意すること。

(iii) 本構想の検討に際しては、大阪市総合計画基本構想その他の諸計画との整合性に留意する必

要があること。

- (3) 本構想の検討に関しては、計画案でも指摘しているように未だ技術開発が不十分であるものを含むと同時に、今後このシステムで考えられている技術よりも優れた技術が開発される可能性もある。

したがって、本計画に示された個々の技術を絶対視することなく、よりよいシステムづくりを目指して柔軟な姿勢でのぞむことを希望するものである。

6. 今後の問題点

- (1) 緊急時の対策について

台風、水害など非常時態には、臨時的に大量の廃棄物が発生し、その物性も粗大かつ不潔であるので、これの迅速、適確な処理体制をつくっておくことが必要である。

- (2) ディスポーザー処理について

ディスポーザー利用による厨芥の処理は現在の下水道機構では非常に困難であるが、将来の都市構造、都市生活を考えるうえでぜひとも検討すべきひとつであることを指摘するものである。

- (3) 廃棄物に関する関心と理解の高揚について

企業は、廃棄物を適正に処理することが企業活動の不可欠の条件であることを自覚することが当然であるが、市民もまた、廃棄物の排出者であり、廃棄物の適正処理が都市生活の基盤としての不可欠の前提であることを自覚することが肝要である。

このため市は、あらゆる機会をとらえて廃棄物処理の重要性について十分な広報活動を展開すべきである。

7 昭和51年度 大阪市公害関係予算総括表

(単位：千円)

局 別	項 目	工 場 産 生 分 散 事 業 費	大 気 汚 染 防 止 対 策 費	水 質 汚 濁 防 止 対 策 費	騒 音 振 動 防 止 対 策 費	地 盤 沈 下 対 策 費	下 道 汚 染 防 止 費	産 業 廃 棄 物 処 理 対 策 費	健 康 対 策 費	助 成 事 業 費	給 費 基 金 費	そ の 他	計
環 境 保 護 総 局	5 1 年 度	2,002,000	175,901	65,820	118,206	13,570	3,786	283,119	8,022,741	358,484	1,050,000	47,836	12,140,963
	5 0 年 度	3,002,232	175,748	69,187	121,671	13,488	3,711	51,141	3,307,671	346,076	1,114,000	64,591	8,269,516
	増 △ 減	△ 1,000,232	153	△ 3,367	△ 3,465	82	75	231,978	4,715,070	12,408	△ 64,000	△ 17,255	3,871,447
経 済 局	5 1 年 度		24,000		11,000							60,430	95,430
	5 0 年 度			43,560								55,450	99,010
	増 △ 減		24,000	△ 43,560	11,000							4,980	△ 3,580
環 境 事 業 局	5 1 年 度		1,695,000	87,100								61,500	1,783,600
	5 0 年 度		1,350,000	32,040									1,382,040
	増 △ 減		345,000	5,060								61,500	411,560
土 木 局	5 1 年 度			312,200									312,200
	5 0 年 度		100,000	304,000									404,000
	増 △ 減		△ 100,000	8,200									△ 91,800
下 水 道 局	5 1 年 度			33,056,000									33,056,000
	5 0 年 度			32,071,000									32,071,000
	増 △ 減			1,015,000									1,015,000
港 湾 局	5 1 年 度			563,592									569,592
	5 0 年 度			1,280,270									1,280,270
	増 △ 減			△ 710,678									△ 710,678
教 育 委 員 会	5 1 年 度				1,569,892							48,000	1,617,892
	5 0 年 度		280,800		1,407,355							5,300	1,693,455
	増 △ 減		△ 280,800		162,536							42,700	△ 75,564
合 計	5 1 年 度	2,002,000	1,894,901	84,070,712	1,699,098	13,570	3,786	283,119	8,022,741	358,484	1,050,000	217,266	49,615,677
	5 0 年 度	3,002,232	1,906,548	33,800,057	1,529,027	13,488	3,711	51,141	3,307,671	346,076	1,114,000	125,341	45,199,292
	増 △ 減	△ 1,000,232	△ 11,647	270,655	170,071	82	75	231,978	4,715,070	12,408	△ 64,000	91,925	4,416,385

8 公害対策関係職員数

(1) 環境部職員数

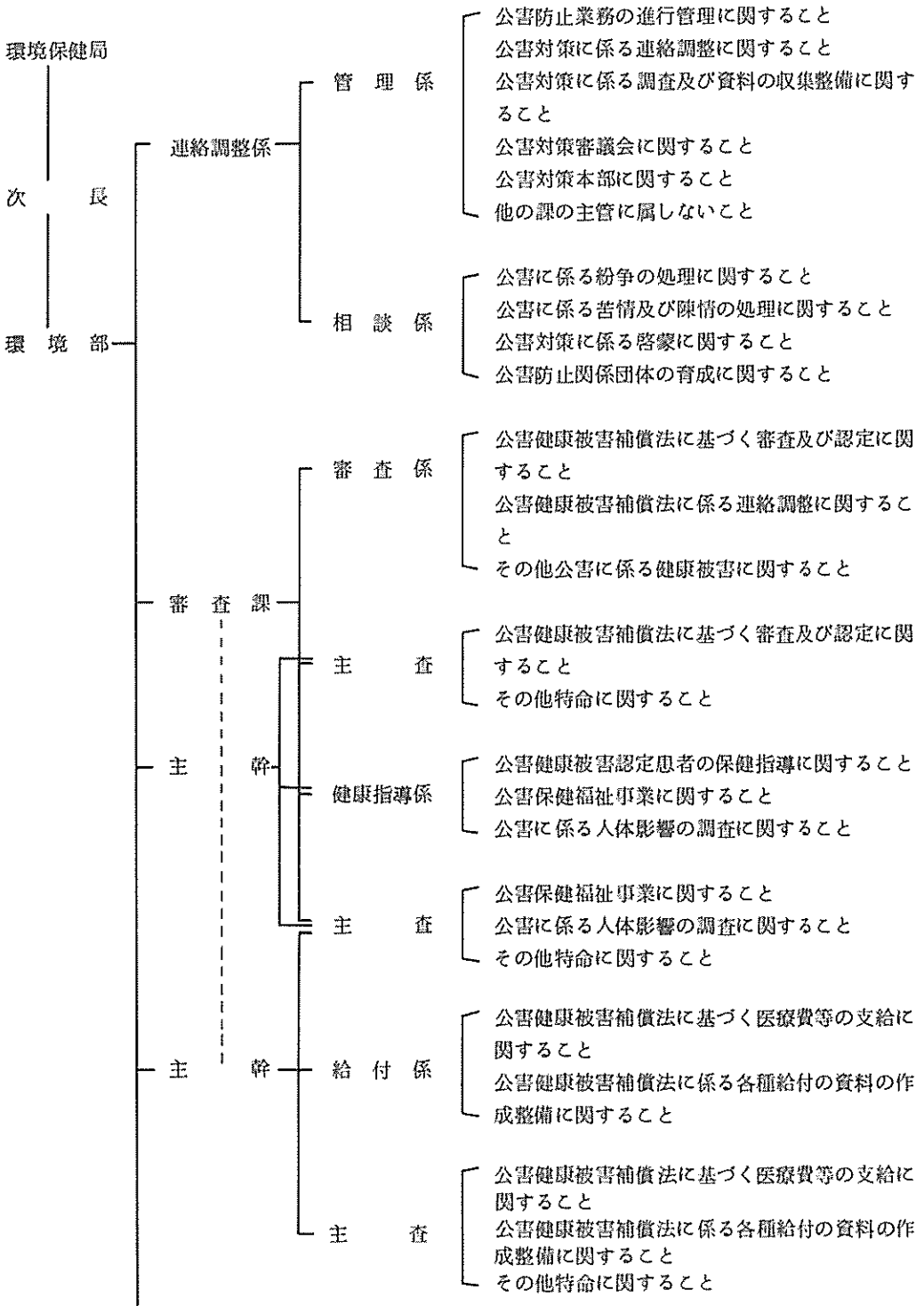
昭和51年6月1日現在

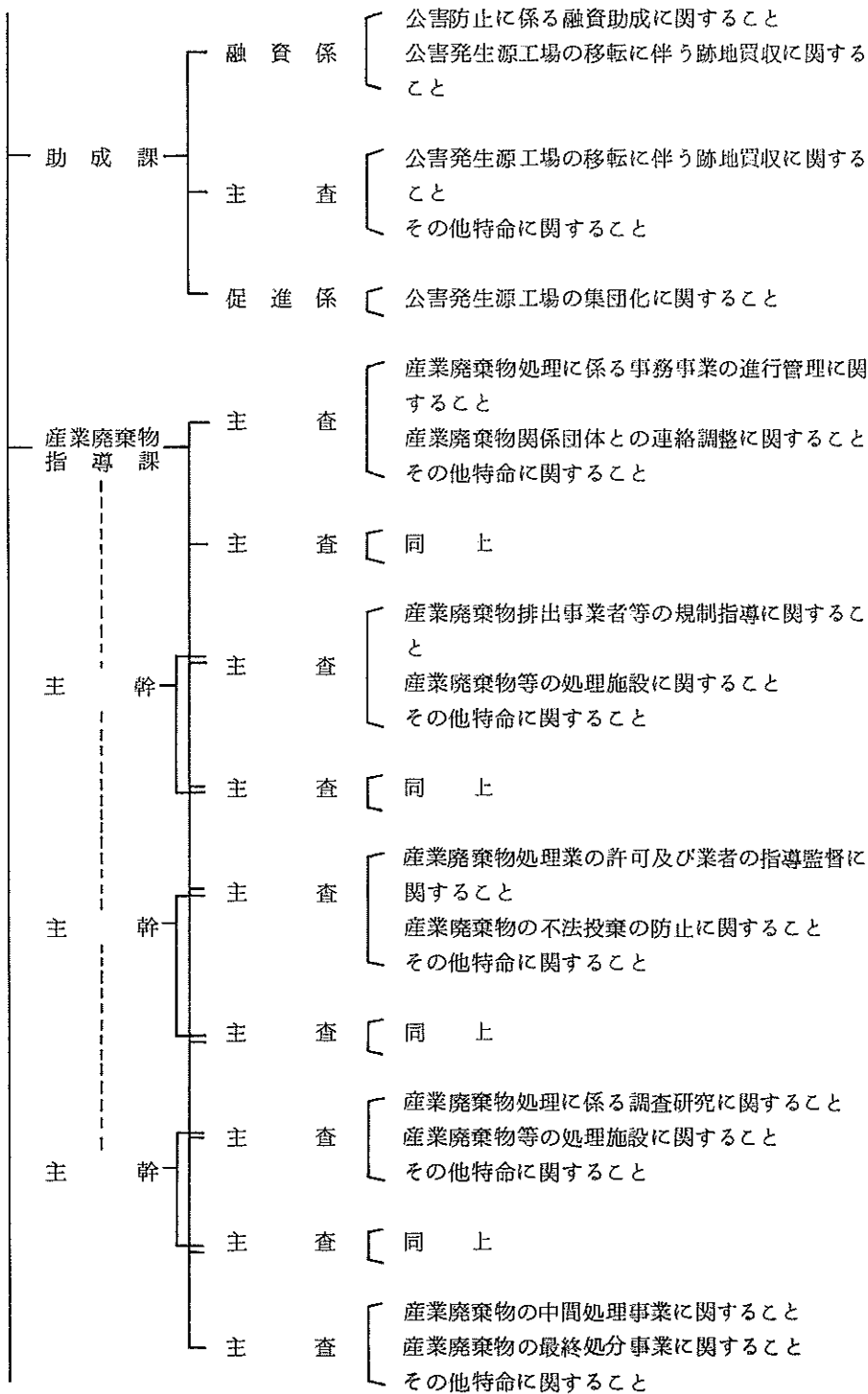
職 種 課・係	事 務	医 師	薬 劑 師	獣 医 師	保 健 婦	技 術							看 護 婦	公 技 術 監 視 員	自 動 車 運 転 手	一 般 作 業 員	計	備 考
						機 械	電 気	土 木	衛 生 環 境 学	化 学	建 築	気 象						
連絡調整課係	10		1	1				3						18	10		43	部長1、課長1 主幹4(出向) 主査3(出向)
相談係	3																3	
審査課係	11												1				12	課長1 主幹2 主査3
健康指導係	4	2	1	1	1												9	
給付係	11												1				12	
助成課係	5																5	課長1 主査1
促進係	2																2	
産業廃棄物指導課	5		16	1				2	1	4	1						30	課長1、主幹3、 主査9
規制課係	1		2			2		2	3	1		1					12	課長1 主幹2 主査4
自動車排ガス係			1			1				1		1					4	
水質係			3			1		3		2							7	
騒音係	1		2			3											8	
公害規制隊	1		4						1								6	
第1規制班																		22 隊長1
第2規制班			2							2							4	
第3規制班			3			1											4	
第4規制班			2			2											4	
第5規制班			3			1											4	
環境汚染監視センター 観測係	1		7			3	1	2	1								15	21 所長1 主査2
検査係			3							2						1	6	
計	56	2	50	3	1	14	1	9	9	10	3	2	2	18	10	1	190	

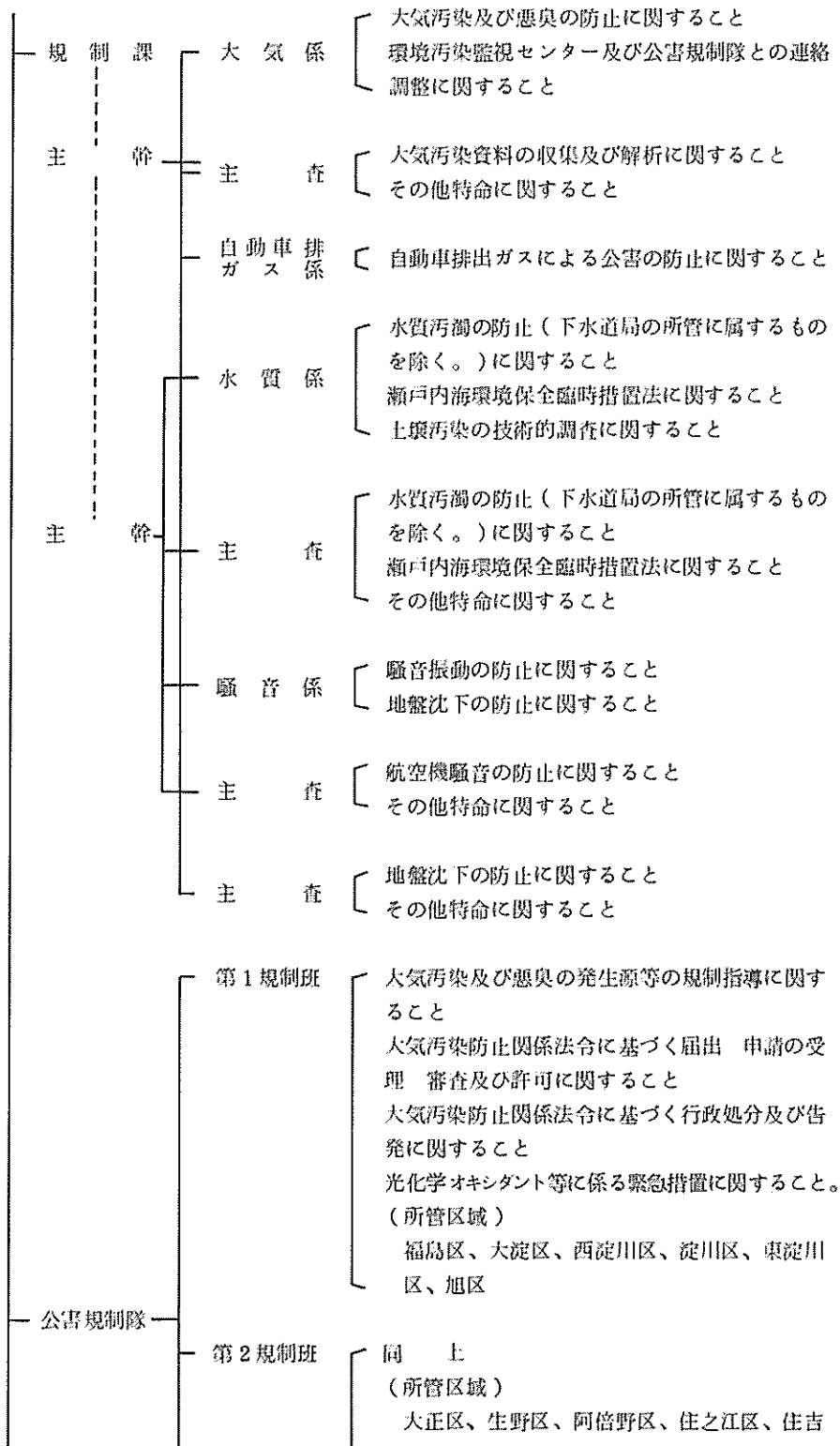
(2) 保健所公害関係職員数

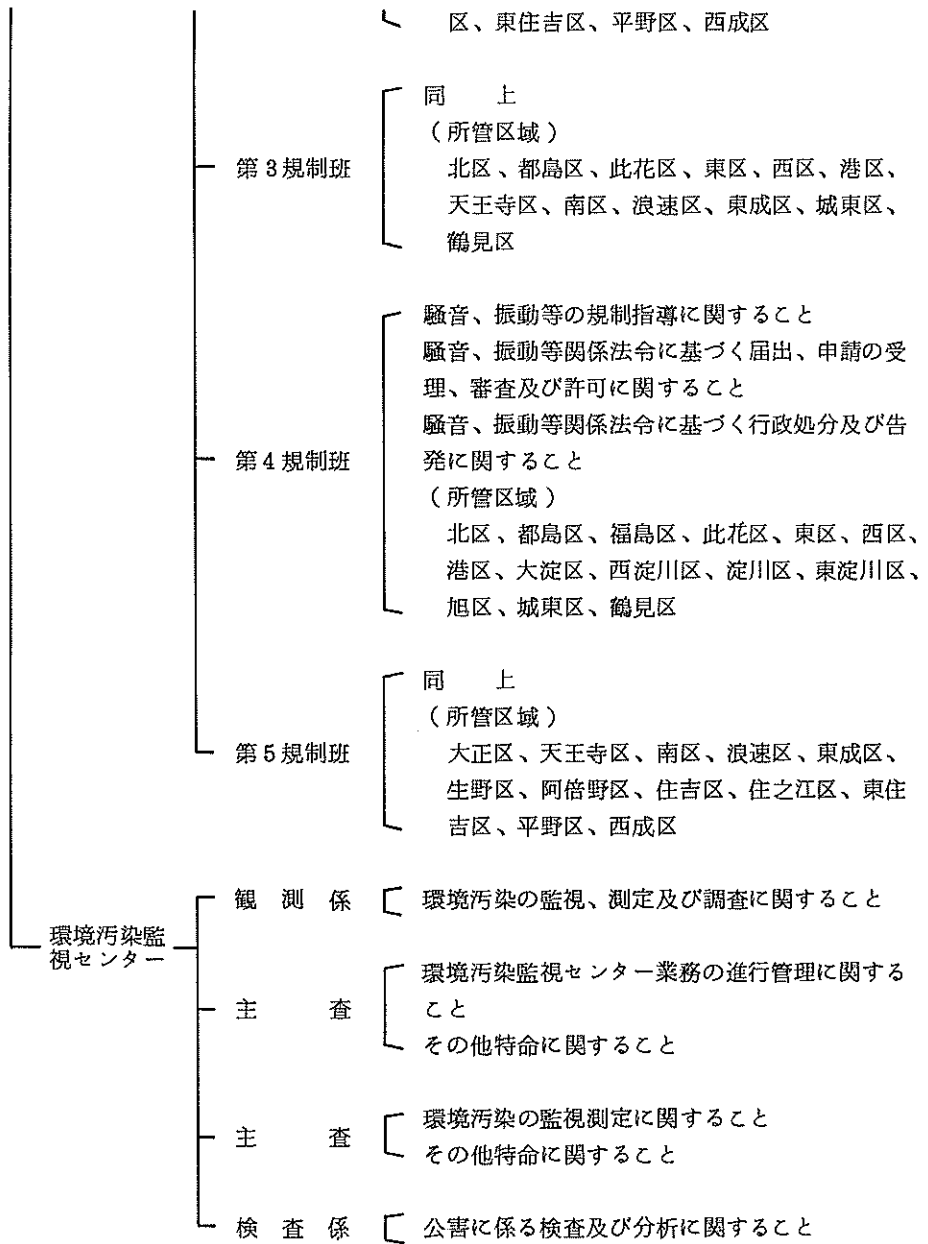
26 保 健 所	17		88	19												17	141	環境課長20 主幹3 環境係長26 主査17
----------	----	--	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	-----	---------------------------

9 環境保健局環境部組織機構









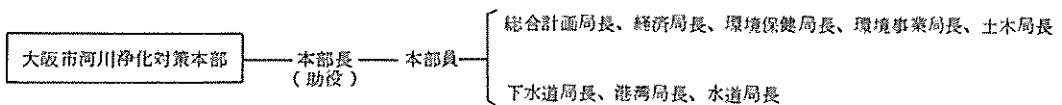
10 大阪市公害対策本部組織

45. 8. 7 設置



大阪市河川浄化対策本部

49. 6. 11 設置



1 1 公害関係協議会等一覧表

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
1	公害対策審議会	(事務局) 大阪市環境保健 局環境部 (会長) 阪大名誉教授 梶原 三郎	委員 30名以内 (現在29名)	37. 3. 31	公害関係諸問題についての重要 事項の調査及びその対策の審議 に関する事務 (大気・水質・騒音振動・廃棄 物の4部会を設置)
2	環境保全推 進都市協議 会	全国市長会	大 阪 市 ほか67市	49. 8. 8 公害関係都 市協議会を 名称変更	(1) 大気汚染、水質汚濁、その 他公害に関する調査研究 (2) 公害防止対策の推進強化
3	7大都市首 長懇談会	横 浜 市 川 崎 市	大 阪 市 東 京 都 横 浜 市 名 古 屋 市 京 都 市 神 戸 市 川 崎 市	50. 4. 16	総量規制研究会 自動車交通量削減必要量の根 拠を明らかにするため、窒素酸 化物等汚染物質排出規制の科学 的手法を確立する
				50. 2. 22	自動車技術評価委員会 (1) 低公害車認定のための調査 測定 (2) 自動車メーカーの低公害技 術開発状況の継続的監視
4	10大都市 公害主管局 部長会議	加盟都市持回り	札 幌 市 東 京 都 横 浜 市 川 崎 市 名 古 屋 市 京 都 市 大 阪 市 神 戸 市 北 九 州 市 福 岡 市	44. 11. 14	公害行政の諸問題について意見 の交換と相互の連絡を行ない、 公害行政の効果的推進に資する ことを目的とする
5	大阪府市公 害行政連絡 協議会	大 阪 府 大 阪 市 交互で分担	大 阪 府 大 阪 市	42. 1. 10	府、市相互の緊密な連絡協議を 図り、統一的效果的な公害行政 の推進を期する

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
6	大阪府都市公害問題協議会	大阪府市長会	府下31市	45. 4. 1	大阪府下各市の公害行政に関する連絡を密にし、その円滑な運営をはかり、公害行政全般の改善推進に資することを目的とする。
7	大阪市・尼崎市公害行政連絡会	大阪市環境保健局環境部及び尼崎市環境保全局持回り	大阪市 尼崎市	43. 8. 7	両市の公害関係情報の交換及び大気汚染等の協同調査
8	大阪市・堺市公害行政連絡会	大阪市環境保健局環境部及び堺市公害対策部持回り	大阪市 堺市	46. 10. 23	両市の公害関係情報の交換
9	大阪市・東大阪市・八尾市公害行政連絡会	大阪市環境保健局環境部、東大阪市都市公害部及び八尾市市民経済部持回り	大阪市 東大阪市 八尾市	46. 6. 22	三市の共通する公害問題の連絡調整と情報交換
10	大阪市公害防止会連合会	(事務局) 環境保健局環境部連絡調整課 (会長) 西淀川区公害防止研究会会長 江崎利一	北区公害防止研究会ほか24公害防止研究会	35. 10. 1 (大阪市禁煙防止会連合会として)	公害発生関係事業主により公害関係諸調査研究、啓蒙等の自主実践活動を行う他、自治体の公害行政に協力し、対策の実を挙げる
11	全国大気汚染防止連絡協議会	東京都及び大阪府(常任幹事県)	大気汚染関係府県市及び国の関係省庁	38. 10. 1	大気汚染防止法に基づく諸対策に関する各自治体の情報交換及び技術上の問題の検討、国への要望

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
12	阪神広域大気汚染対策連絡協議会	大阪府 兵庫県	大阪府 大阪市 堺市 兵庫県 神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 大阪管区気象台 大阪市環境科学研究所等測定機関及び通産局	40.11.1	大気汚染の広域性に対処して、広域的な大気汚染対策を推進する
13	社団法人大気汚染研究全国協議会	(会長) 鈴木 武夫 (理事長) 大喜多 敏一	47の都道府県市町等と46の会社・団体並びに約1,200人の個人会員からなっている	34.12.29	大気汚染に関する学術的な調査研究及び知識の普及を図り、公共の福祉と産業の発展に貢献することを目的に次の事業をおこなう。 (1) 大気汚染に関する調査研究 (2) 大気汚染に関する調査の連絡及び情報交換 (3) 大気汚染に関する講演会、研究発表会、学会等の開催 (4) 大気汚染に関する刊行物の発行 (5) その他、この法人の目的達成に必要な事業
14	近畿地方大気汚染調査連絡会	(事務局) 大阪管区気象台 (委員長) 大阪大学名誉教授 梶原 三郎	・近畿地方の大阪府市等関係府県市行政機関 ・大学研究機関 ・大気汚染関係メーカー等	31.7.20	4分科会に分け、近畿地方の大気汚染実態は握と影響調査及び大気汚染防止方法の研究の実施

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
15	大阪自動車排出ガス対策推進会議	(庶務) 大阪府生活環境部公害室特殊公害課 大阪市環境保健局環境部規制課 (議長) 大阪府知事 黒田了一 大阪市長 大島 靖	大阪市・大阪府 大阪陸運局 大阪府警察本部 大阪府陸運事務所 近畿地方建設局 大阪商工会議所 大阪青年会議所 大阪府市長会 大阪府町長会 大阪府自家用自動車連合協会 など22団体	43. 4. 27	自動車排出ガス防止に関する対策を積極的に推進するため、次のことをおこなう (1) 推進すべき自動車排出ガス対策とその推進方法 (2) 自動車排出ガス対策に関する情報の交換 (3) その他自動車排出ガス防止対策について特に必要と認める事項
16	瀬戸内海環境保全知事・市長会議	兵庫県生活部 (議長) 兵庫県知事 坂井時忠	大阪府 兵庫県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 大阪府 神戸市 北九州市	46. 7. 14	(目的) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨に則り、広域的な相互協力によって、瀬戸内海の環境の保全を図り、もって人間性豊かな生活ゾーンを実現すること (事業) (1) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨の徹底 (2) 瀬戸内海の環境保全のための基本施策の推進 (3) 国に対する建議及び要望 (4) その他必要な事業

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
17	大阪湾海水汚濁対策協議会	神戸市環境局 (代表理事) 宮崎辰雄	大阪府 兵庫県 和歌山県 大阪市 堺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 高石市 泉南市 忠岡町 田尻町 岬町 阪南町 神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 津名町 淡路町 東浦町 和歌山市	47.11.21	(目的) 広域的視野にたち、相互協力を密にし、大阪湾海水汚濁対策の推進を図り、もって大阪湾の浄化を実現すること (事業) (1) 大阪湾海水汚濁対策の推進 (2) 大阪湾の水質監視及び水質測定相互協力と情報交換 (3) その他必要な事業
18	淀川水質汚濁防止連絡協議会	近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 藪本健作	近畿地方建設局 大阪通産局 近畿圏整備本部 水資源開発公団 国土庁 大阪府 京都府 滋賀県 兵庫県 大阪市 京都府 高槻市	33.7.14	淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握すると共に、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、淀川水質改善の実効をあげるため、つぎの事業を行なう (1) 淀川の水質保全に関して必要な広報、その他の運動 (2) 寝屋川浄化対策事業に対す

番号	名称	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	設立年月日	事業概要
			枚方市 守口市 尼崎市 寝屋川市 阪神水道企業団		る協力 (3) 各河川における水質改善のための調査 (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業
19	大和川水質汚濁防止連絡協議会	近畿地方建設局（会長） 近畿地方建設局長 藪本健作	近畿地方建設局 大阪通産局 近畿圏整備本部 大阪府 大阪市 堺市 富田林市 河内長野市 松原市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 河南町 太子町 狭山町 美原町 千早赤坂村 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 御所市 王寺町	42. 5. 12	大和川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法、並びに汚濁防止対策について検討し、大和川水質改善の実効をあげることがを目的とし、次の事業を行なう (1) 大和川の水質保全に関する広報その他の運動 (2) 大和川水域の水質調査に対する協力 (3) 大和川水域における水質調査の調整 (4) 大和川水域における下水道整備計画の促進
20	神崎川水質汚濁対策連絡協議会	近畿地方建設局（会長） 近畿地方建設局長 藪本健作	近畿地方建設局 大阪通産局 近畿圏整備本部 大阪府	44. 4. 18	（目的） 神崎川の実態は握、水質管理を流域関係市町村並びに関係機関が一体となって施策を実施して

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
20			兵庫県 大阪市 豊中市 吹田市 摂津市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 能勢町 東能勢村 尼崎市 伊丹市 川西市 猪名川市 宝塚市 神安土地改良区		その実効をあげる (事業) (1) 水質保全に関する広報及びその他の運動 (2) 水質改善のための調査 (3) 下水道整備事業に対する協力 (4) 不法投棄の取締り、工場の立入検査 (5) その他必要な事業
21	大阪港海水汚濁防止対策協議会	大阪海上保安監部 (会長) 大阪港長 安芸昭助	大阪海上保安監部 近畿海運局 大阪通産局 神戸植物防疫所 大阪検疫所 大阪府 大阪市 堺市 高石市 泉大津市 民間28団体	42. 4. 20	大阪港およびその境界付近におけるごみ、流木、廃船、油、汚水などによる海水の汚濁防止に関する事項を協議し、もって船舶の交通安全確保および公害の防止を図るため、次の事項を調査、研究、協議し、対策を推進する。 (1) 汚濁の実態 (2) 汚濁の発生原因 (3) 汚濁防止対策
22	大阪地盤沈下総合対策協議会	大阪市環境保健局 (会長) 大阪市長 大島 靖	大阪府 大阪市 大阪商工会議所	36. 11. 27	大阪における高潮防禦及び地盤沈下防止に関する総合対策の樹立並びにその実施の促進に必要な事業を行なう

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
23	地盤沈下対策都市協議会	全国市長会 (会長) 新潟市長 井上 喜八郎	東京都 川崎市 川口市 新潟市 名古屋 大阪市 西宮市 尼崎市	35. 7. 28	(1) 協議会、懇談会等の開催 国会、中央関係各省に対し地盤沈下関係予算の増額、国庫の高率補助の要望陳情を行なう (2) 研究会の開催 関係各省庁の担当官あるいは学識経験者を講師として地盤沈下に関する諸問題についての研究 (3) 広報活動 広報パンフレット等を刊行し地盤沈下対策の促進を関係方面に要望する
24	大阪府産業廃棄物処理対策協議会	大阪府 大阪府 交互で分担	大阪府 大阪府	45. 7. 23	府、市相互の連絡を密にし、産業廃棄物処理対策の円滑な運営をはかることを目的とする
25	大阪国際空港騒音対策協議会	伊丹市 (会長) 伊丹市長 伏見正慶	豊中市 伊丹市 川西市 池田市 宝塚市 尼崎市 西宮市 箕面市 大阪市 大次市 芦屋市	39. 10. 16	(目的) 大阪国際空港における航空機騒音防止対策をはかること (事業) (1) 騒音の調査及び資料の収集 (2) 騒音防止対策の立案とその促進 (3) 騒音防止及びその対策に関する法制化の促進 (4) その他必要な事業
26	全国民間空港関係市町村協議会	伊丹市 (会長) 伊丹市長 伏見正慶	全国の民間空港 に関係する68 市町村が加盟	42. 2. 23	(目的) 加盟市町村が有する民間空港関連の各種の問題を総合的に調査研究し、これを解決するための方策を推進する

番号	名称	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	設立年月日	事業概要
27	公害補償地 域(大気系) 連絡協議会	大阪市環境保健 局環境部審査課	千 葉 市 東京都(千代田 区ほか19区) 横 浜 市 川 崎 市 富 士 市 名 古 屋 市 東 海 市 四 日 市 市 楠町(三重県) 大 阪 市 吹 田 市 豊 中 市 堺 市 尼 崎 市 倉 敷 市 玉 野 市 備 前 市 北 九 州 市 大 牟 田 市	47. 5. 31	(1) 国に対する要望事項の検討 と調整 (2) 国家予算獲得に対する運動 (3) 制度改正案の策定及び制度 の将来展望に関すること (4) 各都市との情報の交換 (5) その他

12 公 害 年 表

年	大 阪 市		大 阪 府、 国、 その 他
明治 10年 (1877)			5月 大阪府 ・製造所(鉄工所、かじや・風呂屋) 取締規則発布
11年			・渡良瀬川(栃木県)で足尾銅山鉍 毒が著しくなる。
17年			大阪府 ・ばい煙取締令(島之内、船場にお いて鍛冶、銅吹工場の建設を禁止) 制定
18年			・別子銅山(愛媛県)の亜硫酸ガス 被害広がる。
21年			大阪府 ・ばい煙発生工場の建設禁止令(旧 大阪市内に煙突を立てる工場建設 を禁止し、既設工場は、東成郡、 西成郡に強制移転)制定
22年	4月	○大阪市市制施行(東、西、南、北 の4区)	
23年			12月 ・鉍業条令公布(明25.6.1施行)
24年			・国会で初めて公害問題の質疑が行 われる。
27年	3月	○初めて下水道改良事業に着手	
28年	10月	○市営桜宮浄水場完成(水道事業開 始)	
29年			2月 大阪府 ・製造場取締規則(製造場に対し、 公害に係る許可制をとり入れ、[公 害]という用語が使用された)制 定
31年	9月	○大阪市制特例廃止 ○市役所分課規定制定(庶務、労務、 衛生、土木、会計の5部制)	4月 ・河川法制定
34年			8月 ・兵庫県高砂市の製紙会社の工場排 水をめぐり、沿岸農漁民と紛争
39年			11月 ・大阪アルカリ会社硫酸ガス事件発 生
40年	6月	○市立衛生試験所開設	
44年			3月 ・工場法制定
大正 3年	3月	○木津川焼却場開設	
9年			12月 大阪府 ・工場取締規則(ばい煙、粉じん、 廃液等を排出し、人の健康を害す る恐れのあるときは設備の変更及 び禁止を命令)制定
10年 (1921)	5月	○市庁舎、現在地に落成	・神通川(富山県)流域に奇病発生
11年	9月	○第1期都市計画下水道事業認可さ れる。	

年		大 阪 市		大 阪 府、国、その他
大正				
11年	9月	○衛生試験所でばいじん量の測定開始		
13年		○衛生部衛生課を保健部と改称		
14年	4月	○市域大拡張(44ヶ町を編入)		
昭和				
2年 (1927)		○市長を中心とした「大阪ばい煙防止調査委員会」設置		
3年		○水準測量の改測により西大阪の地盤変動判明		
5年		○自動車排出ガス(一酸化炭素)の測定開始		
6年	10月	○「大阪ばい煙防止調査委員会」からばい煙防止規則制定方に関し、内務大臣、大阪府知事等に建議書を提出		
7年			6月	大阪府 ・ばい煙防止規則(都市計画区域内において、一定濃度以上のばい煙の発散を禁止)制定
9年		○地盤沈下、地下水位観測所を設置し、常時測定を開始		
12年		○保健部保健係にばい煙担当職員を置き、燃焼の指導にあたる。		・保健所法公布
13年	2月	○保健所を創設(阿倍野)		
14年	4月	○下水処理場を創設		
17年	4月	○保健部を保健局と改称 ○衛生試験所を生活科学研究所と改称		
22年	4月	○保健局を衛生局と改称		
23年			7月	・港則法制定 ・へい獣処理場等に関する法律制定
24年	7月	○大阪港湾技術調査会より「大阪の地盤沈下に関する研究」が発表され、地盤沈下の原因を明らかにした。	5月	・鉱山保安法制定
25年 (1950)	4月	○生活科学研究所を衛生研究所と改称		
26年	3月	○保健所に環境衛生監視員設置	8月	・大阪府事業場公害防止条例制定
28年		○工業用水道創設事業に着手	8月	・横浜ゼンソク多発
			8月	・と畜場法制定
			12月	・水俣病患者発生
29年	4月	○工業用水道条例制定	4月	・大阪府事業場公害防止条例制定(全面改正) ・清掃法制定
30年	4月	○工業用水道の完工式挙行		
31年	6月	○ばい煙に関する世論調査を実施	6月 7月	・工業用水法制定 ・近畿地方大気汚染調査連絡協議会設立

年		大 阪 市		大 阪 府、 国、 その 他
昭和				
32年			6月	・自然公園法制定
33年	3月	○ [町を静かに] の運動始まる。	11月	・工場排水規制法制定
	7月	○ 淀川水質汚濁防止連絡協議会設立	12月	・水質保全法制定 ・下水道法制定
34年	11月	○ ばい煙防止月間はじまる。		
	4月	○ 地盤沈下防止条例公布	3月	・工場立地法制定
			12月	・(社)大気汚染研究全国協議会設立
35年	10月	○ 大阪市公害防止会連合会設立	7月	・地盤沈下対策都市協議会設立
36年	11月	○ 大阪地盤沈下総合対策協議会設立		・四日市ぜんそく多発
			10月	・大阪府中小企業公害防止資金特別融資制度創設
			12月	・大阪府において、大気汚染濃度測定開始(硫酸酸化物)
37年	2月	○ 計画局に地盤沈下防止部、水道局に工業用水道部を新設	5月	・建築物用地下水の採取の規制に関する法律制定
	4月	○ 大阪市公害対策審議会設置	6月	・ばい煙規制法公布
			8月	・東京にスモッグが続き問題化 ・工業用水法改正(地盤沈下対策の強化を図る)
38年			11月	・大阪府スモッグ対策協議会設立
			1月	・水質保全法に基づく水域指定(淀川上流)
			7月	・ばい煙規制法に基づく地域指定(大阪市及びその周辺地域)並びに排出基準設定
	6月	○ 計画局を総合計画局と改称し、地盤沈下防止部を公害対策部に改称	10月	・全国大気汚染防止連絡協議会設立
39年	4月	○ 緑化百年運動スタート	6月	・厚生省に公害課設置
				・新潟県阿賀野川水銀中毒患者多発
			7月	・近畿圏の既成都市区域における工場の制限に関する法律制定 ・工業整備特別地域整備促進法制定 ・ばい煙等人体影響調査開始
			10月	・大阪国際空港騒音対策協議会設立
40年	12月	[大気汚染環境管理基準について] 大阪市公害対策審議会より答申	5月	・四日市市に市が公害病患者に治療費を負担する制度の発足 ・水質保全法に基づく水域指定(大和川)
(1965)			6月	・公害防止事業団法制定
			11月	・阪神広域スモッグ対策連絡協議会(現阪神広域大気汚染対策連絡協議会)設立
			12月	・ばい煙、粉じんに係る規制基準制

年		大 阪 市		大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 41年	4月	○西部臨海地帯における大気汚染対策を実施	9月	定（大阪府条例） ・新型車の排出ガス規制実施
42年	1月	○大阪府より立入権限をはじめ12項目の権限を委任される。		
	2月	○大阪府市連絡協議会設立	2月	・全国民間空港関係、市町村協議会設立
	2月	○大阪府総合計画基本構想（マスタープラン）発表	6月	・下水道整備緊急措置法制定
	4月	○大阪府海水汚濁防止対策協議会設立	8月	・公害対策基本法制定 ・船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律制定
		○大阪府公害防止設備資金融資制度設定		・公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止に関する法律制定
	5月	○大和川水質汚濁防止連絡協議会設立		
43年	4月	○大気汚染管理センター設置	9月	・四日市ぜんそく事件訴訟提起
		○大阪自動車排出ガス対策推進会議設立	4月	・自動車排出ガスアイドリング調整府民運動展開
	7月	○大気汚染管理センター完成により、大気汚染モニタリングステーション11ヶ所をテレメータ化	6月	・大気汚染防止法制定 ・騒音防止法制定
	8月	○大阪府・尼崎市公害行政連絡協議会設立	8月	・都市計画法制定
	11月	○市独自によるスモッグ情報の発令開始	8月	・水銀による環境汚染防止暫定対策要領の通達（厚生省）
44年	4月	○神崎川水質汚濁対策連絡協議会設立	9月	・カネミライスオイル中毒患者多発
		○衛生局環境衛生課から公害指導課が独立へ	11月	・大気汚染防止法に基づく指定地域に係る排出基準設定
	8月	○此花区内主要6社と公害防止協定締結	2月	・二酸化いおうの環境基準閣議決定
	10月	○「ビル暖房の規制について」大阪府公害対策審議会より答申	4月	・水質保全法に基づく水域指定（淀川下流、神崎川、寝屋川、市内河川）
	12月	○大気汚染による疾病多発地区として、西淀川区が地域指定される。	5月	・公害白書を国会に報告
		○「公害に係る健康被害の救済に関する大阪府の方向づけについて」大阪府公害対策審議会より答申	6月	・新車の排出ガス（CO濃度）規制強化
45年 (1970)	1月	○大阪府公害被害者認定審査会条例制定	7月	・大気汚染防止法に基づく特別排出基準設定（SO ₂ 、K値強化）
		○公害被害認定審査会設置	10月	・大阪府公害防止条例制定
	2月	○公害被害者に対する医療費、医療手当の支給開始	11月	・10大都市公害主管局局長会設立
	4月	○衛生局公害指導課から公害規制課が独立	12月	・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定
	6月	○西淀川区大気汚染防止緊急対策推進会議設立	2月	・一酸化炭素に係る環境基準閣議決定
			4月	・水質汚濁に係る環境基準閣議決定
			5月	・騒音規制法に基づく地域指定（府下7市） ・公害紛争処理法成立
				・水質汚濁に係る環境基準の一部改正を閣議決定（項目に総水銀及び

年		大 阪 市		大 阪 府、 国、 そ の 他
昭和 45年	7月	○大阪府市産業廃棄物処理対策協議会設立	6月	大腸菌群数を追加し、メチル水銀をアルキル水銀に変更) ・ハイオクタンガソリンを規制し、自動車排出ガス中に含まれる鉛半減対策を発表(通産省)
	8月	○西淀川区公害特別機動隊設置	7月	・東京都に光化学スモッグ発生 ・米の中のカドミウム濃度の安全基準を決定(厚生省)
	12月	○大阪市公害対策本部設置 ○自動車排出ガス街頭検査の実施 ○此花区公害特別機動隊設置 ○東住吉区加美、生野区巽両地区においてカドミウム汚染問題発生 ○カドミウム汚染に係る総合調査の実施	8月	・大阪府光化学スモッグ暫定対策実施要綱制定 ・田子の浦ヘドロ問題化 ・中央公害対策本部設置を閣議決定
			9月	・水質保全法に基づく指定水域に健康項目の水質基準追加
			12月	・水質環境基準の水域類型指定(淀川他19河川) ・カドミウム環境汚染問題発生(八尾地区等) ・水質汚濁防止法、農用地の土壌汚染の防止に関する法律、海洋汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等の公害関係14法制定、改正
			3月	・大阪府公害防止条例制定(全面改正)
			5月	・騒音に係る環境基準閣議決定 ・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律制定
			6月	・悪臭防止法制定 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 ・大気汚染防止法に基づき有害4物質について排出基準設定
			7月	・瀬戸内海環境保全知事市長会議設立 ・環境庁設置
			8月	・光化学スモッグが大阪府下に初めて発生 ・大阪府公害防止条例に基づき排出、設備、燃料原料基準設定
46年	1月	○国道43号線沿道(大正、港)の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に要望書を提出	9月	・新潟水保病事件新潟地裁判決
	2月	○(財)大阪産業廃棄物処理公社設立	11月	・大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱制定 ・阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱制定
	4月	○バス専用、優先レーン対策の実施		・いおう酸化物、浮遊粒子状物質、
	6月	○総合計画局公害対策部と衛生局を合併して環境保健局を新設(管理部、保健部、環境部の3部制) ○大阪市、東大阪市、八尾市公害行政連絡会設立 ○公害規制の権限が全面的に市へ委譲される ○大気汚染管理センターを環境汚染監視センターと改称し、検査部門を併設		
	8月	○大気汚染防止計画基本構想(クリーンエアプラン'71)策定		
	10月	○大阪市・堺市公害行政連絡会設立		
	11月	○本津川周辺特別対策機動班設置		

年		大 阪 市		大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 46年			11月	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素に係る緊急時対策実施要綱制定（大阪府） 大気汚染防止法に基づき燃料使用基準設定 B・H・C全面使用禁止
			12月	<ul style="list-style-type: none"> 水質環境基準の水域類型指定（大阪湾等） 水質汚濁に係る環境基準の告示
47年	1月	<ul style="list-style-type: none"> PCBに係るアンケート等の調査実施 	1月	<ul style="list-style-type: none"> 浮遊粒子状物質の環境基準告示
	4月	<ul style="list-style-type: none"> 国道43号線沿道（大正・港）の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に対し、再度要望 	6月	<ul style="list-style-type: none"> 光化学スモッグ緊急時対策実施要綱制定 自然環境保全法制定 大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正（無過失責任規定）
	6月	<ul style="list-style-type: none"> 大阪港に廃船、廃油処理施設建設 		
	7月	<ul style="list-style-type: none"> 国道43号線沿道（大正・港）の交通公害防止に関し、騒音規制法に基づき、近畿地方建設局、阪神高速道路公団に意見具申 	7月	<ul style="list-style-type: none"> 四日市ぜんそく事件津地裁判決
	9月	<ul style="list-style-type: none"> 市公用車に排出ガス防止装置取付け 	10月	<ul style="list-style-type: none"> 自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針（日本版マスクー法）告示 水質汚濁防止法に基づく規制対象の拡大（畜舎等） 土壌汚染防止法の特定有害物質に銅を追加 自動車排出ガスの量の許容限度改正（使用過程車の規制）
			11月	<ul style="list-style-type: none"> 大阪湾海水汚濁対策協議会設立
			12月	<ul style="list-style-type: none"> 騒音に係る環境基準の類型指定告示 大阪地域公害防止計画策定 自動車排出ガスの量の許容限度設定（48年度規制）
48年	1月	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染発生源工場にテレメーター装置を設置し、発生源の常時監視を開始 	1月	<ul style="list-style-type: none"> 自動車排出ガス減少装置の取付義務化告示（道路運送車両法改正）
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止対策（クリーンウォータープラン）策定 	3月	<ul style="list-style-type: none"> 大気環境容量の具体的数値発表 大阪府自然環境保全条例制定 熊本水俣病事件熊本地裁判決
	4月	<ul style="list-style-type: none"> 地区別機動隊を廃止し、環境部に公害規制隊を設置、規制部門の一元化を図る。 	4月	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭防止法に基づき指定地域、規制基準設定 「公害に係る健康被害損害賠償保障制度について」中央公害対策審議会より答申
	6月	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市公害被害者の救済に関する規則の制定（西淀川区におけるつなぎ救済措置の実施） 	5月	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染に係る環境基準告示
	7月	<ul style="list-style-type: none"> 「窒素酸化物汚染に関する大阪市の防止対策の方向づけについて」大阪市公害対策審議会より答申 「悪臭防止法の施行に伴う規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会より答申 	6月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回環境週間の実施
			8月	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法に基づき窒素酸化物の排出基準設定
			9月	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府環境管理計画設定 都市緑化保全法制定
			10月	<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内海臨時措置法制定

年		大 阪 市		大 阪 府 、 国 、 そ の 他			
昭和 48年	8月	○悪臭に係る規制地域及び規制基準を公示	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・公害健康被害補償法制定 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定 			
	11月	○北港処分地一部使用開始 ○クリーンエアプラン'73策定（主要発生源遜減計画）					
	49年	6月			○大阪市河川浄化対策本部設立	1月	・自動車排出ガスの量の許容限度設定（50年度規制）
		7月			○分区が実施され、26区となる。	3月	・大気汚染防止法の規定による排出基準及び水質汚濁防止法による排出基準を定める条例（上乘せ条例）制定
	8月	○河川浄化の一環として水門操作実験開始 ○大阪市公害被害者の救済に関する規則の廃止			9月	・大気汚染防止法によるK値規制の強化実施される。	
	9月	○共同利用施設完成（北中島、三国、東三国、西三国）			4月	・大阪国際空港周辺整備機構設立	
	11月	○公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大（12区）			5月	・自動車排出ガス量の許容限度設定（軽油車のジーゼル国産等）	
	12月	○環境科学研究所（衛生研究所を改称）環境汚染監視センターが新庁舎へ移転、業務開始			6月	・国土利用計画法制定 ・公害健康被害補償法の一部を改正する法律（49.50年度における自動車重量税の収入見込額の一部を大気汚染の影響による健康被害補償給付費に充当する）公布	
	50年 (1975)	1月			○騒音規制法に基づき、府公安委員会に対し交通規制を要請(国道43号線西淀川区出来島)	9月	・騒音に係る環境基準AA地域指定 ・公害健康被害補償法施行 ・水銀について水質環境基準、排水基準の強化 ・公害健康被害補償法に伴う「地域指定要件等について」中央公害対策審議会より答申
		3月			○公害健康被害補償法に基づく公害病認定患者の転地療養実施	11月	・硫酸酸化物に係る総量規制地域指定（大阪市・堺市ほか）
		4月			○「北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について」大阪市公害対策審議会より意見	12月	・水質汚濁防止法に基づく規制対象の拡大（旅館等）
		8月			○六価クロム化合物含有鉱さい実態調査実施	2月	・PCBを水質環境基準、排水基準に追加 ・自動車排出ガス量の許容限度設定（51年度規制）
12月		・公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大（大阪市全域）	4月	・農用地の土壌汚染防止等に関する法律の一部改正（特定有害物質にひ素を追加）			
			7月	・7大都市首長懇談会において、自動車排出ガス対策の推進に関する声明の発表 ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準告示 ・六価クロム汚染問題全国的に広がる			

年		大 阪 市	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 50年			<ul style="list-style-type: none"> 8月 ・ 7大都市自動車排出ガス規制問題調査団設置 9月 ・ 自動車騒音の大きさの許容限度（許容限度を1〜3ホン引下げ）の告示 10月 ・ 水質環境基準の類型指定追加（第2寝屋川、平野川） ・ 大阪空港騒音調定成立 12月 ・ 50年度自動車排出ガス規制のうち2サイクルエンジンを有する軽乗用車の炭化水素規制に関する暫定規制値設定 ・ 「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会防止計面部環境影響評価制度専門委員会の検討結果発表
51年			<ul style="list-style-type: none"> 3月 ・ 公害健康被害補償法の一部を改正する法律（51・52年度においては、引続き自動車重量税の収入見込額の一部を大気汚染の影響による健康被害補償給付費に充てることとする）の公布 5月 ・ 瀬戸内海環境保全臨時措置法の2年間延長決定 ・ 水質汚濁防止法に基づく規制対象の拡大（浄水施設等） 6月 ・ 振動規制法制定